



令和5年度 ことしのまちのしごと

熊本県菊池郡大津町 



冊子「令和5年度ことしのまちのしごと」は、
令和5年当初予算の内容を掲載しています。
また、記載時点での情報であるため、場合によっ
ては、変更等が生じることがあります。
あらかじめご了承ください。



令和5年度 ことしのまちのしごと

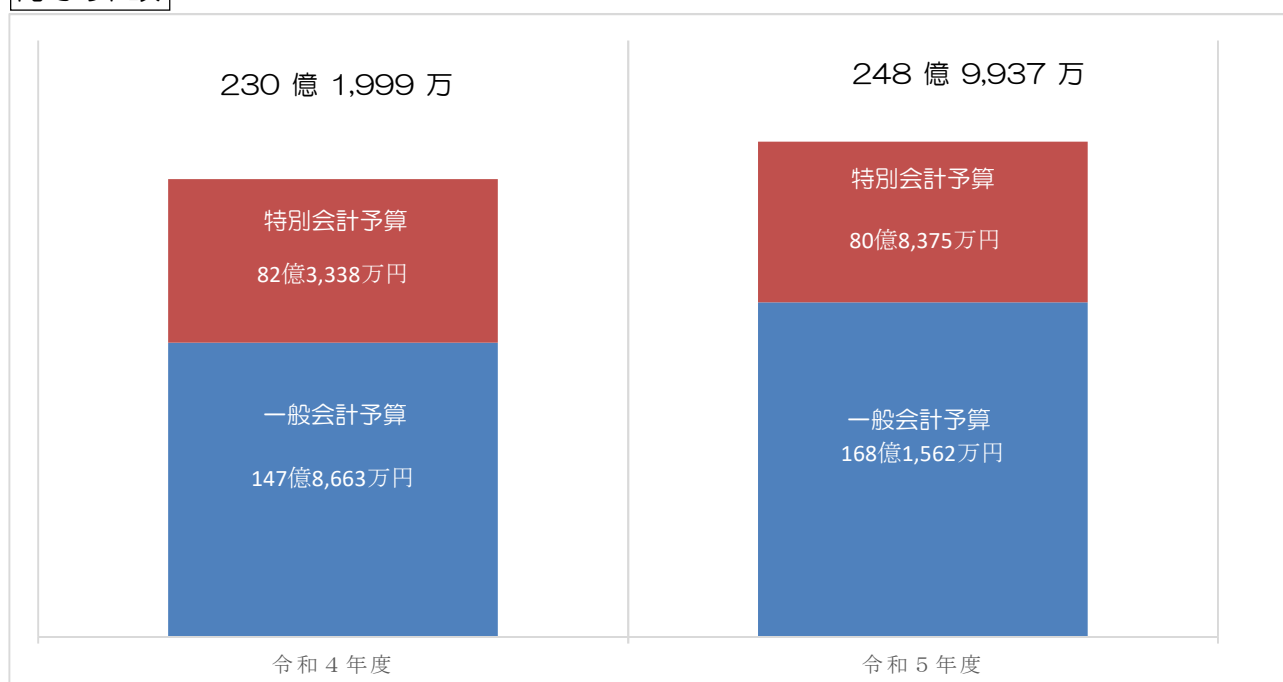
●令和5年度大津町の予算	1
●今年の新たな取り組み	4
●主な事業の紹介	
1. ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまち ー産業ー	
1-1 農林業の振興	6
1-2 工業の振興	7
1-3 商業の振興	8
1-4 観光の振興	8
2. 笑顔でつなぐ元気で健やかなまち ー保健・福祉ー	
2-1 健康・保健の充実	11
2-2 子ども・子育て支援の充実	21
2-3 高齢者福祉の充実	25
2-4 障がい者福祉の充実	27
2-5 地域福祉の充実	28
3. ふるさとを愛し未来に夢が膨らむまち ー教育・文化ー	
3-1 家庭教育への支援	31
3-2 幼児教育・学校教育の充実	31
3-3 生涯学習・生涯スポーツの推進	35
3-4 地域の歴史・文化の継承と振興	37
4. 町の活力（にぎわい）を支える機能性の高いまち ー生活環境基盤ー	
4-1 土地利用政策の推進	38
4-2 快適な住環境の確保	38
4-3 道路・交通ネットワークの充実	42
4-4 環境にやさしいまちづくり	45
4-5 交通安全・防犯対策の強化	47
4-6 消防・防災・救急体制の充実	48
5. “つながり”と“安心”の持てるまち ー町民活動・町政運営ー	
5-1 まちづくり参画と行政との連動	55
5-2 健全な行財政の運営	59
5-3 人権を尊重する地域社会の形成	59
●よくある質問	61
●問い合わせ先一覧	75

令和5年度 大津町の予算

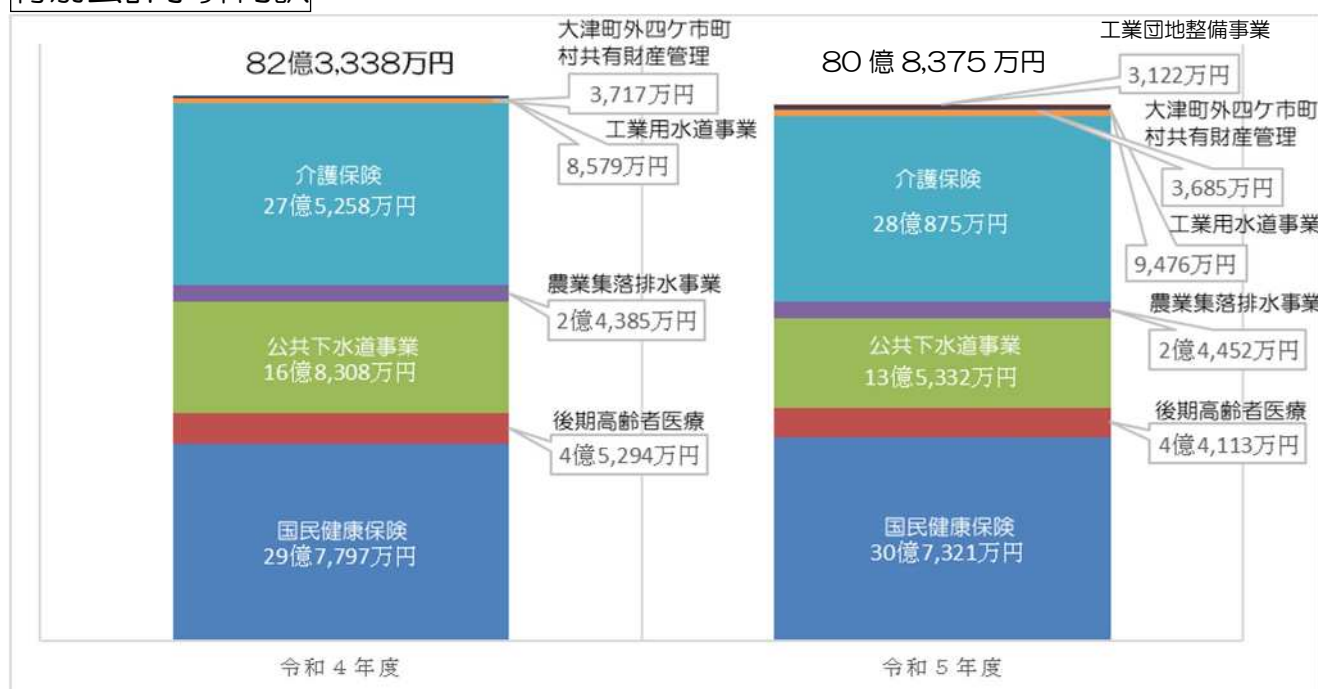
令和5年度 町の予算総額

令和5年度の大津町の一般会計と特別会計を含めた予算総額は、248億9,937 万円です。令和4年度の予算総額230億1,999 万円と比べ、18億7,938万円（8.16%）の増額です。

総予算額



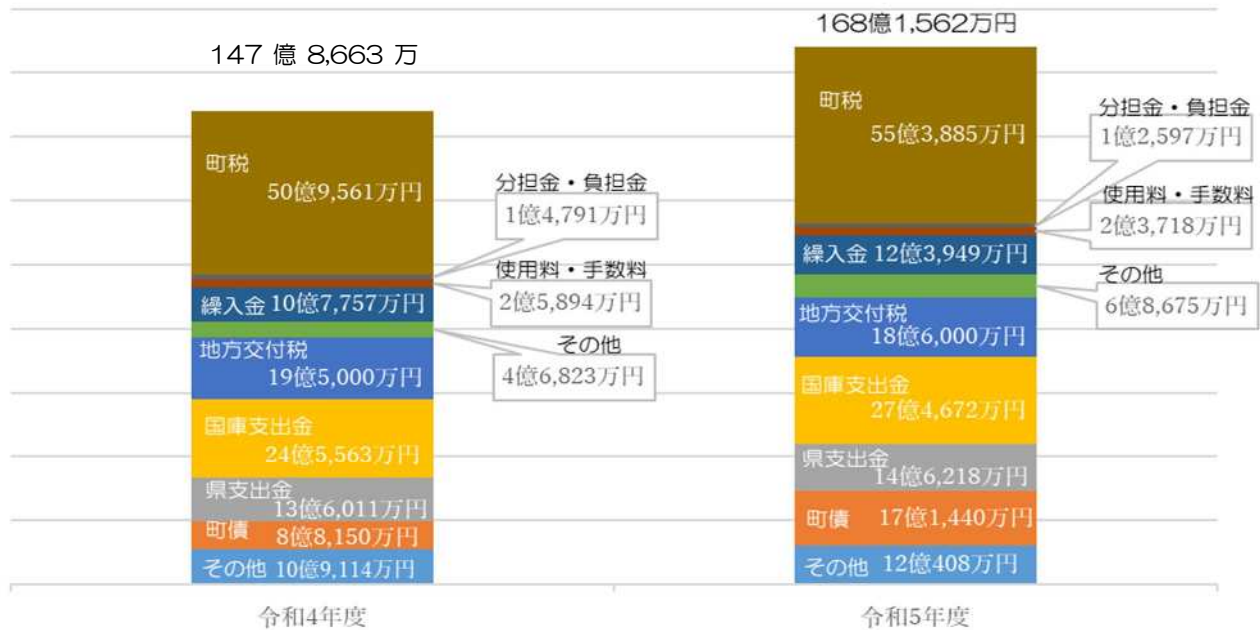
特別会計予算内訳



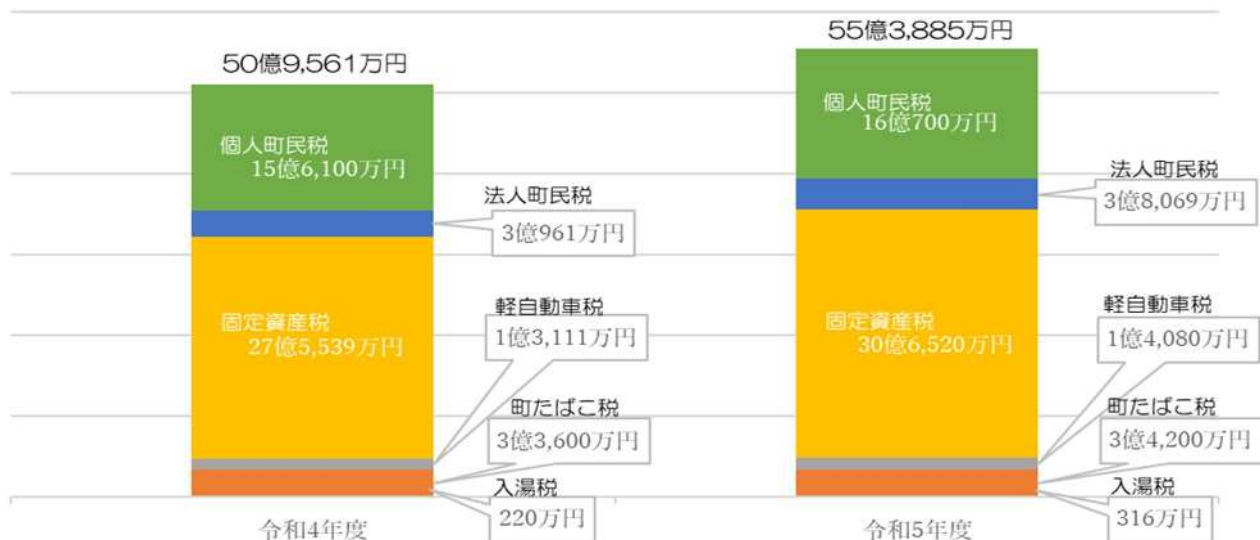
※表示単位未満端数処理のため合計額は一致しない場合があります。

令和5年度の自主財源は歳入全体の46.6%を占め、前年度比7億7,999万円（11.1%）の増額です。町税は4億4,324万円（8.7%）の増額となっています。これは、人口増の影響による個人住民税の増や企業の設備投資などを見込んだものです。繰入金是小・中学校施設改修などの財源不足に伴う基金の取り崩しにより、前年度比1億6,192万円（15.0%）の増額となっています。依存財源は、前年度比12億4,901万円（16.1%）の増額です。大津中学校改修事業などが主な要因となり、町債8億3,290万円（94.5%）の増額となっています。

一般会計予算内訳

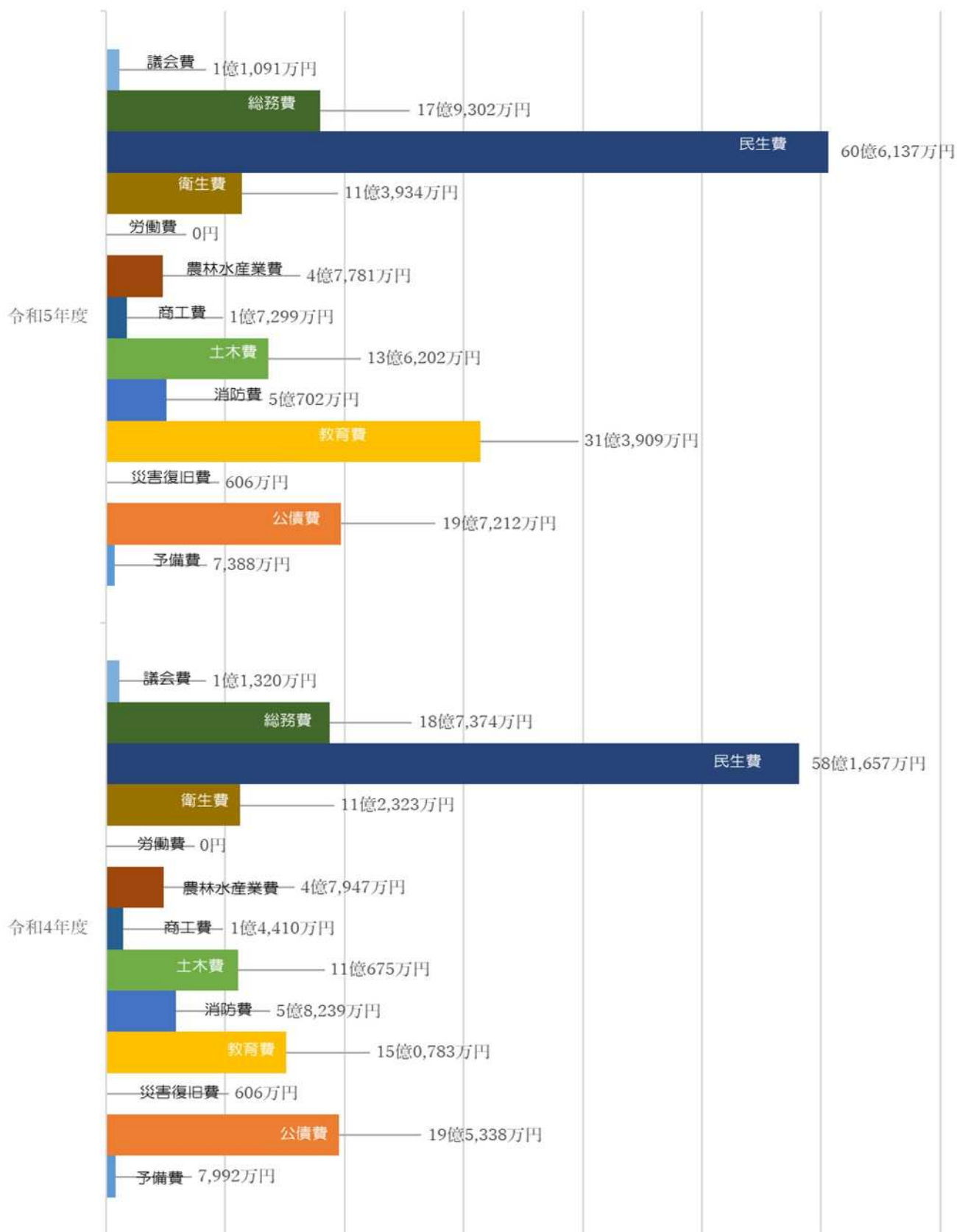


歳入の町税の内訳



※表示単位未満端数処理のため合計額は一致しない場合があります。

歳出目的別内訳



※表示単位未満端数処理のため合計額は一致しない場合があります。

ー 今年の新たな取り組み ー

令和5年度に町が実施する新たな取り組みのうち、皆さまの生活により関係性が深いものを抜粋して紹介します。

町政運営

情報発信の強化に努めます

ホームページリニューアル業務

町の情報発信を強化するために、町のホームページのリニューアルを行います。より分かりやすく、より大津町のことを好きになってもらえるホームページを構築します。（令和6年3月公開予定）



町ホームページ（現在）

子育て・教育・福祉

教育現場の安全性を確保します

大津中学校の長寿命化改修工事

再生整備計画に基づき、大津中学校校舎の長寿命化改修工事を行います。



大津中学校

安心・安全

安心して生活できるよう、まちの安全性を高めます

防災行政無線の増設・移設

昨年度の音達調査結果を基に、難聴地域に対して、防災行政無線の新設等を行うことで、防災機能を強化します。

新型コロナウイルス対策

引き続き感染防止対策に取り組みます

新型コロナウイルスワクチン接種

令和5年度も、すべての方に自己負担なしで新型コロナワクチンを接種いただけます。

子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯の生活支援のため児童一人あたり5万円を支給します。

地域応援商品券事業

コロナ禍における原油価格・物価高騰による影響を踏まえ、商品券を交付することで家計や事業者を支援します。

小中学校新型コロナウイルス感染症対策

感染症対策物品の購入や仮設手洗い場の増設などにより、小中学校の対策を徹底します。



－ 主な事業の紹介 －

1. ひと・もの・情報が行き交う 農工商併進のまち

－ 産業 －

既存の産業基盤を整備しながら、社会環境の変化や地域のニーズに対応し、農工商併進による地域資源を生かした産業の創出を推進します。

1 農林業の振興

◆ 原油価格・物価高騰対策事業【農政課】 5,547万円

コロナ禍において、原油価格や物価高騰による影響を受けている農業者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。特に飼料高騰の影響により、経営が悪化している酪農家や畜産農家に重点を置き支援を行います。

◆ 鳥獣害防止対策事業【農政課】 423万円

有害鳥獣による農作物被害防止のために設置する電気牧柵等に対し、設置費用の1/2以内（上限5万円）について補助を行います。



◆ 担い手育成総合支援事業【農政課】 1,490万円

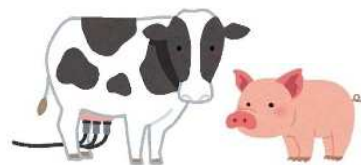
経営が不安定な就農初期段階の青年農業者の経営安定を図るため、国の交付要件を満たす新規就農者に対して、新規就農者育成総合対策事業補助金等による支援を行い、農業の後継者不足を補い地域農業の担い手の確保と育成を図ります。

◆ 畜産振興対策事業【農政課】 523万円

畜産業の振興と経営の安定を図るため、乳用牛・肉用牛の改良を推進し、地元ブランドの優れた牛の生産に対する、優良素牛導入費用等の助成を行います。更に、地域住民との生活環境と調和した畜産経営を実現するための環境対策も平行して行います。

◆ ふれあい公園維持管理事業【農政課】 149万円

ふれあい公園や集会所の維持管理を行います。



◆ 多面的機能支払交付金事業【農政課】 1億1,188万円

農振農用地や美しい農村環境を保全するために、大津町広域協定運営委員会（29支部）の実施する草刈や植栽活動、水路整備等について、多面的機能支払交付金を活用して支援します。

◆ ほ場整備事業【農政課】 839万円

現在推進中の上中・真木地区のほ場整備事業については、換地委員会を設置し、工事着手を目指します。その他の片俣、御願所、下中地区については、推進委員会を中心に早期採択を目指した協議を進めます。



◆ 町有林保育事業【農政課】 3,223万円

町の財産である約600haの町有林や森林公園の下刈・間伐などを行い、価値ある木を育成するとともに、水源かん養、地球温暖化防止、山地災害防止などの森林の持つ公益的機能保全を行います。



◆ 私有林間伐促進事業【農政課】 170万円

私有林間伐材の市場までの搬出費用の一部を助成し、林業の振興、町有林と同様に多面的機能発揮のために私有林の間伐を促進します。

2 工業の振興

◆ 企業連絡協議会助成金【企業振興課】 400万円

企業連絡協議会は、町内で操業している70社で組織されています。情報交換や交流、役員研修（台湾）を行い、企業の事業活動を側面から支援しています。

◆ 企業誘致推進事業【企業振興課】 787万円

工業等の振興を目的に、工場・機械設備の増設等を推進し、新たな企業等を誘致するための活動を行います。

◆ 工業団地造成事業【企業振興課】 3,122万円 新規

工業団地を造成するために調査設計を行い、新たな産業の創出を推進します。

◆ 中核工業団地の工業用水道事業会計【工業用水道課】 9,476万円

中核工業団地に立地する企業へ工業用水の安定供給を図るため、独立採算により運営しています。現在、立地企業6社に日量3,950トンの給水をしています。



3 商業の振興

◆ 商工会助成事業【商業観光課】 1,000万円

経営改善普及活動などにより、商工振興を行っている「大津町商工会」に補助金を支出し、商工振興を図ります。

◆ 大津町創業支援補助金【商業観光課】 1,000万円 経済対策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応する、町内で新たに起業や新分野へ進出する個人や事業者を支援します。

◆ 大津町新型コロナウイルス感染症対策融資金利子補給事業【商業観光課】 303万円 経済対策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営安定を図るため、融資を受けられた事業者に対し、利子補給を行います。

4 観光の振興

◆ 観光振興事業委託【商業観光課】 1,199万円

町外や県外を中心に本町の魅力を年間通して継続的にPRすることで誘客を促進し、観光消費額の増大を図ることを目的とした事業委託です。



◆ 地蔵祭助成事業【商業観光課】 450万円

歴史と伝統のある大津地蔵祭を主催する「大津地蔵祭実行委員会」へ事業費の助成を行います。



大津地蔵祭

◆ 明日の観光大津を創る会助成事業【商業観光課】 900万円

つつじ祭、からいもフェスティバルなどの企画運営を行っている「明日の観光大津を創る会」へ事業費の助成を行います。



からいもフェスティバル

◆ **つつじの里づくり事業【商業観光課】 56万円**

日本一のつつじの里づくりをめざして、行政区や学校などに花苗を年2回、つつじの苗木を年1回、それぞれ配布します。

◆ **肥後おおづスポーツ文化コミッション助成事業【商業観光課】 143万円**

町のスポーツ資源、文化資源と観光資源を生かし、スポーツ・文化に関する体験型観光の創出を図り交流人口の増加と地域経済の活性化を目的とする「肥後おおづスポーツ文化コミッション」へ事業費の助成を行います。

◆ **地域おこし協力隊事業【商業観光課】 1,785万円**

地方自治体が地域おこしなどの興味がある都市部の住民を受け入れて地域おこし協力隊として委嘱し、地域おこしの活動を行ってもらい、地域の活性化を図る事業です。

◆ **地域活性化起業人事業【商業観光課】 660万円**

地方自治体が民間企業等の社員を受入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域の魅力や価値の向上等につながる活動を行ってもらい、地域の活性化を図る事業です。

◆ **新阿蘇大橋活性化協議会負担金【商業観光課】 100万円**

新阿蘇大橋開通を契機に、沿線地域（大津町、高森町、南阿蘇村）で連携し、観光復興・誘客促進を図るものです。

◆ **岩戸溪谷トイレ管理費【商業観光課】 60万円**

岩戸溪谷のトイレと駐車場の施設の管理費です。

◆ **大津町ビジターセンター管理費【商業観光課】 1,619万円**

肥後大津駅南口の機能を持ち、観光案内の施設や町の玄関口として町内外の方々にご利用いただいている大津町ビジターセンターの駅改札業務・観光案内業務の委託費や施設の管理費です。



ビジターセンター

◆ 大津町まちづくり交流センター管理費【商業観光課】
623万円

町民や各種団体が実施するまちづくり活動の支援と各種団体相互の交流促進を目標とし、地域の活性化につなげるための施設の管理費です。



まちづくり交流センター

◆ 都市対抗野球応援団派遣事業補助金【商業観光課】
1,320万円 新規

第94回都市対抗野球大会に大津町代表として出場するHonda熊本硬式野球部を応援するため、「都市対抗野球大会大津町代表応援団派遣実行委員会」を組織し、町民応援団の派遣や壮行会等を実施するための助成を行います。



Honda 熊本硬式野球部

◆ 南阿蘇鉄道全線再開歓迎事業業務委託【商業観光課】 352万円 新規

熊本地震により被災した南阿蘇鉄道が全線再開するとともにJR肥後大津駅への乗り入れが行われるため、歓迎セレモニーを実施するとともに、大津町の賑わい創出と活性化を目的に定期開催を見込んだ夜市を開催するための事業委託です。

2. 笑顔でつなぐ元気で健やかなまち

－保健・福祉－

町民がいつまでも“健康”に“楽しく”“安心”して暮らせる社会とするため、福祉や子育て、保健・医療の充実を図り、人と人がお互いに支え合いながら温もりと笑顔に満ちた地域社会の実現を目指します。また、新型コロナウイルス感染症対策として、感染の拡大予防と重症化予防を目的としたワクチン接種の実施と、マスク着用やうがい手洗い、換気の徹底など基本的な感染防止対策の徹底の啓発を進めます。

1 健康・保健の充実

◆ 国民健康保険特別会計【健康保険課】 30億7,321万円

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けるための医療保険制度です。職場の健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人や生活保護を受けている人以外はすべての人が加入することになっています。

また、平成30年4月から制度改正により、都道府県と市町村が共同で国保を運営しています。

■国民健康保険税について

熊本県が算定する市町村毎の標準保険税率を参考として、町が保険税を決定します。標準保険税率については、当面、県内市町村のそれぞれの医療費水準や所得水準をもとに算定されますので、医療費水準が高い市町村は標準保険税率が高くなります。

令和5年度においても税率を引き上げることなく運営ができる見込みですが、医療費の上昇等により財政運営が厳しくなっています。持続可能な国民健康保険制度を運営するために、一人ひとりの取り組みが重要となりますので、ご協力をお願いします。

例えば・・・

①特定健診の年1回受診

特定健診とは、腹囲測定や脂質、血圧、血糖、尿検査など基本的な検査と喫煙歴などの生活習慣の問診を行います。町の集団健診や人間ドックが受診対象で、40歳以上75歳未満の人が対象となりますが、平成28年度から30歳以上を対象として幅広く実施しています。

②ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用

先発医薬品と同等の効能、効果があり、安価なジェネリック医薬品を使用することは、被保険者の負担軽減につながるだけでなく、医療費の抑制に効果的です。

③頻回受診・重複受診を控える

1ヵ月の間に同じ症状で3つの医療機関を受診したり、同じ医療機関を頻繁に受診することは、医療費の高騰につながったり、同じような効能の薬を複数服用したりすることで副作用が出たり、身体に負担を与える場合もあります。

④「診療時間内」に受診する

安易な理由で、外来診療をしていない休日や夜間の時間帯に救急外来を受診する軽症の患者の方が増えています。休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、日中の診療時間内に受診しましょう。

これらの取組みを行っていただき、医療費を抑制することが保険税の負担軽減につながります。加入者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



◆ 後期高齢者医療特別会計【健康保険課】 4億4,113万円

75歳以上の高齢者が全員加入する医療制度で、熊本県後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となります。町で行う業務は、各種申請や届出の受付及び保険料の徴収です。

また、健康で自立した生活を送るために、下記の健診やはり・きゅうの補助を実施しています。年に一度は健診を受診しましょう。

- ・基本健診 990万円（自己負担額 800円）
- ・人間ドック 204万円（補助限度額 25,000円）
- ・歯科口腔健診 24万円（自己負担額 400円）
- ・はり・きゅう補助 80万円（1回の補助 1,000円）

◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業【健康保険課】 206万円

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進と、健康寿命の延伸、生活の質の維持向上を目指すために、令和3年度から介護保険課と連携した高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業を開始しました。高齢者のフレイル予防や重症化予防のために、高齢者の健康課題に対応した健康相談や保健指導を実施しています。

◆ 不妊治療費助成事業【健康保険課】 150万円

不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

① 一般不妊治療費助成事業（人工授精）

令和元年10月以降に受けた保険外診療である一般不妊治療（人工授精）、及び令和4年4月以降に受けた保険適用の一般不妊治療（人工授精）が対象です。夫婦1組につき、4万円を上限に助成します。また、助成金の交付を受けた夫婦が受胎または子を得て、その後、次の子を得るために一般不妊治療を受ける場合、新たに4万円を上限とし助成します。申請期限は、治療を開始した月の初日から1年以内です。

② 特定不妊治療費助成事業（体外受精、顕微授精）

熊本県の特定不妊治療費助成事業の助成金額に応じて、自己負担金の助成（上限あり）を行います。申請期限は、県の助成事業の承認を受けた日から1年以内です。

◎県助成事業による助成金が30万円または15万円の場合…上限5万円

◎県助成事業による助成金が10万円または7万5千円の場合…上限2万5千円

◆ 妊娠期の事業及び支援（母子健康手帳の交付・妊婦健康診査など）【健康保険課】 3,716万円

妊娠の経過や過ごし方、妊婦健診の結果の見方など、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や啓発のため、保健師等が面談のうえ母子健康手帳を交付します。母子健康手帳の交付時には、医療機関で受ける妊婦健康診査の受診券（14回分）を発行します。また、早産の一つのリスクである「歯周病」について、その予防や早期発見・治療につなげることを目的に、委託歯科医療機関で実施する妊婦の歯科健診の補助を行います。



◆ 未熟児養育医療給付事業【健康保険課】 480万円

養育のための入院治療を必要とする未熟児が指定医療機関で入院治療を受ける場合に、自己負担額を助成する制度です

◆ 新生児聴覚検査【健康保険課】 190万円

新規

令和5年度より、新生児の聴覚異常の早期発見及び早期療育に繋げることを目的に、聞こえの検査（新生児聴覚検査）にかかる費用の助成を行います。

◆ 産後ケア事業【健康保険課】 77万円

拡充

出産後1年以内の母子で、家族等から家事や育児の支援が十分受けられず、心や身体の不調があり、専門職のケアや指導が必要な方を対象に、助産師等の専門職のケア（産後の身体や育児に関する相談、沐浴や授乳などの育児指導、乳房管理など）を受けるための助成をします。医療機関に宿泊する「宿泊型」ケア（出産後4ヵ月未満）及び日中滞在する「日帰り型」ケア、また家庭へ訪問する「訪問型」ケアがあります。

◆ 乳幼児の健診等保健事業【健康保険課】 1,291万円

- ・新生児・乳児のいる家庭を保健師または助産師が訪問し、体重測定や予防接種の案内、子育てに関する相談を行います。
- ・疾病の早期発見及び早期治療につなげることを目的に、4～5ヵ月児・7～8ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児を対象に乳幼児健診を実施します。
- ・保健師や管理栄養士が子育てに関する相談に応じる1歳児セミナー・育児相談や、臨床心理士による子どもの発達に関する心理相談を実施します。

◆ 子育て世代包括支援センター運営事業【健康保険課】 325万円

妊娠期から子育て期（主に乳幼児期）の相談への対応や相談窓口となり、関係機関との連絡調整などを行い、切れ目のない支援を行います。保健師、管理栄養士、相談員（助産師）がご相談に応じます。また、「出産・子育て応援交付金事業」の伴走型支援も行います。

◆ 出産・子育て応援交付金事業【健康保険課】 4,217万円 新規

給付金の支給と、助産師や保健師等による妊娠期から子育て期の伴走型支援を一体的に実施します。給付金は、妊娠届出の面談後に「出産応援給付金」として妊婦1人に対し5万円、また、出生後養育者との面談後に「子育て応援給付金」として乳児1人に対し5万円を支給します。また、妊娠8か月頃に、アンケートを実施し、希望者等と面談し支援します。

◆ 子育て・健診センター管理費【健康保険課】 551万円

子育て・健診センターの施設管理のための経費です。主なものは、点検・管理の委託料や光熱水費です。



子育て・健診センター

◆ 予防接種事業【健康保険課】 1億6,688万円

- 主に予防接種の委託料や補助金などに使われています。

定期接種⇒B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタ、四種混合、二種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がん（HPV）、高齢者肺炎球菌、高齢者のインフルエンザを個別接種として実施しています。

- インフルエンザの流行感染を予防するために生後6ヵ月以上のすべての住民を対象に接種費用の助成を実施しています。（任意接種）
- 風しん抗体を持たない妊娠を希望する女性や同居する配偶者などで風しん予防接種が必要と判断された方を対象に接種費用の助成を実施しています。
- 風しん追加的対策



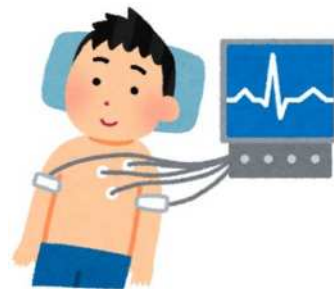
全国的な風しんの流行を受け、これまでに公的な予防接種の機会がなく、感染のリスクが高い年代の男性に対して、抗体検査と予防接種を実施します。対象者には無料クーポン券を発行します。

対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※対象者には令和4年4月にクーポン券を送付しています。有効期限は令和5年3月末日までと表記してありますが、令和6年3月末日まで延長しました。そのため、表記されている有効期限が切れていても、引き続きご利用いただけます。

◆ 健康増進事業【健康保険課】 6,229万円

町民の健康増進、生活習慣病発症・重症化予防のため、特定健診・健康診査（国保・後期高齢者医療対象）とがん検診がセットで受けられるふるさと総合健診や、各種がん検診等（胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診、腹部超音波検査など）を実施しています。



また女性特有のがん検診事業として、子宮頸がん検診（対象者20歳）、乳がん検診（対象者40歳）の無料クーポン券を発行し、早期発見、早期治療を行うことで重症化予防に努めます。また、令和2年度から子宮頸がん検診の個別検診を開始し、受診しやすい環境づくりに努めています。

健診後には、町民一人ひとりが自己管理を積極的に行えるよう、保健師、管理栄養士が健康診査結果に基づき、家庭訪問、健康相談など、きめ細やかな保健指導の実施を推進します。

また、口腔機能のチェックのための歯周病検診（節目検診）、幼稚園・保育園や小中学校でのフッ化物洗口など、生涯にわたって歯や口腔の健康を保つためにライフステージに合わせた歯科保健事業を行います。

運動を中心とした生活習慣病予防教室や体組成計を使っの定期的な測定会、食を通じた健康づくりなど関係機関と協同し、健康づくりを推進していきます。



◆ 健康ポイント事業【健康保険課】 217万円

スマートフォン専用アプリで各種健診の受診やウォーキングなど、日々の健康づくり活動を「健康ポイント」として見える化し、一定ポイントが貯まると、賞品応募できるなど特典を取り入れ、住民の皆さんの健康行動の習慣化と健康増進を図ります。



◆ 地域活性化起業人制度を活用した健康づくり事業【健康保険課】 749万円

民間企業から社員を派遣していただき、民間のノウハウを活用した子どもから高齢者までの健康づくりや介護予防並びに地域活性化を図る取り組みを行います。

◆ ピロリ菌抗体検査事業【健康保険課】 34万円

胃がんのリスクの一つであるピロリ菌感染の有無を調べる検査費の助成を行います。
(自己負担額1,000円)

感染がある人には除菌を勧め、将来胃がんになるリスクを減らすための事業です。

◆ 医療用かつら購入費助成事業【健康保険課】 14万円

がんを治療している人の就労や社会参加を支援することを目的として、がん治療による副作用の脱毛で医療用かつらが必要になる方を対象に医療用かつらの購入費の助成を行っています。1人につき2万円を上限に購入費の2分の1の額を助成します。

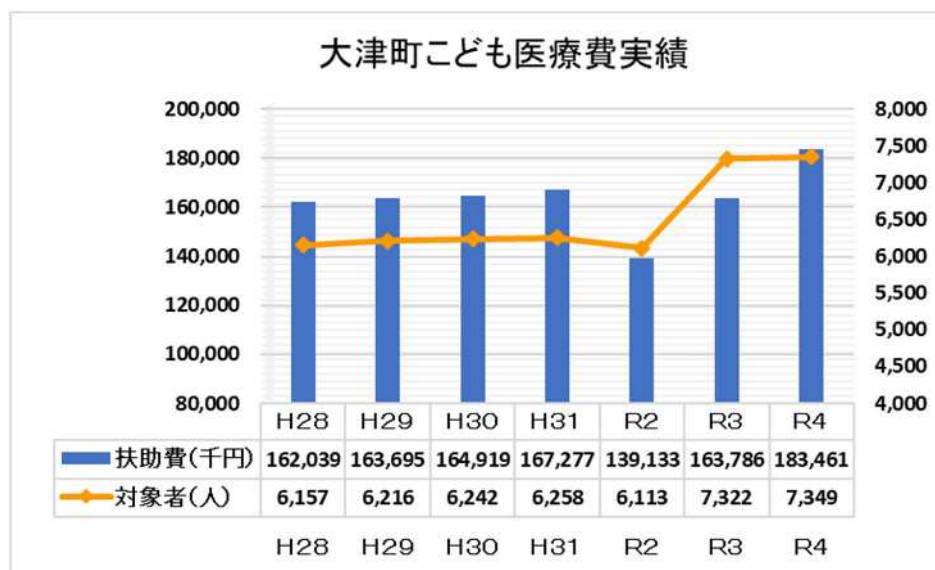
◆ 地域救急医療対策事業費【健康保険課】 289万円

日曜や休日、夜間の救急患者の診療体制を整えるための費用です。

◆ こども医療費助成事業【健康保険課】 1 億 8,540 万円

満 18 歳（高校生相当年齢）までの医療費の助成を行います。県内の医療機関などで受診する場合（外来のみ）、受給者証を提示すれば窓口での一部負担金の支払いは必要ありません。また、入院された場合や整骨院等での治療、健康保険適用が認められた小児用眼鏡等の治療用装具、県外の医療機関等で受診された場合については、いったんお支払いいただき 1 年以内に手続きをすることにより払い戻しをします（申請期限：1 年間）。

こども医療費は毎年増加していますので、重複受診や時間外診療を避けるなど適正な受診を心がけましょう。



※令和 3 年 10 月から
高校生相当年齢まで対象拡大

◆ 新型コロナウイルス感染症対策事業【新型コロナウイルス感染症対策室】

1億4,271万円

■新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルスの初確認から3年が経過しました。この間、ワクチンの普及やウイルスの弱体化等により、これからはレジャーが楽しめるようになったり、経済活動の活発化も期待することができます。

しかし、高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方、このような方々に頻回に接する方については重症化リスクを軽減するために、引き続きワクチン接種をお勧めします。

令和5年度も、すべての方に負担なしで接種いただけます。接種は義務でなく個人の判断によるものですが、接種回数・年齢区分・接種の目的等に応じて、2回の接種を予定しています。

① 春開始接種 春から夏（5月～8月末まで） 対象：65歳以上等

② 秋開始接種 秋から冬（9月～） 対象：5歳以上等

また、生後6か月児から4歳児までの乳幼児をはじめ、小児や12歳以上の方の初回接種も継続して行います。

それぞれの対象となる人には、町から接種券（無料クーポン券）を送付しています。

接種体制としては、医療機関で行う個別接種を主として実施しています。

大津町ワクチン接種コールセンター

電話番号：096-352-6666 受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

町では予防接種の予約受付や、問い合わせに対応するためのコールセンターを設置しています。対象年齢や予約の日時などは広報誌やホームページ等でお知らせします。

対象者には 接種券を町から郵送します。

接種のための予約はこれまでと同じで、予約サイトやコールセンターへお願いします。

●新型コロナワクチン接種による健康相談について

一般的に、ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの、比較적으로よく起こる副反応以外にも、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が生じることがあります。極めて稀ではあるものの無くすることができないことから、国による救済制度が設けられています。

気になることがありましたら、町新型コロナウイルス感染症対策室にお尋ねください。

●ワクチン接種証明書の発行について

新型コロナウイルスワクチンの接種記録等を公的に証明するものとして、接種証明書（ワクチンパスポート）を発行しています。接種証明書は「日本国内用」と「海外用」があります。

発行できる人は、大津町が発行した接種券を利用してワクチン接種を受けた人です。

発行は役場窓口で行っています。ご本人を確認するもの(免許証・保険証等)、「海外用」発行については、パスポートをご持参ください。

マイナンバーカードをお持ちの人は、スマートフォンで電子版の接種証明書の交付を受けることもできます。

■新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルス感染症が確認されてから3年が経過しました。

この未知のウイルスへの対処法も徐々に分かってきましたが、高齢者等が感染した場合は重症化のリスクは高い状態にあります。高齢者等の重症化リスクの高い方など、周りの方に対する思いやりの気持ちをもって、自主的に感染対策を行っていただくようお願いします。

① 基本的な感染防止対策

- ※ こまめな換気、手洗い、手指消毒
- ※ 発熱時は仕事等を休み、かかりつけ医等に電話相談！（セルフチェックも可）
- ★ マスクの着脱は、個人の主体的な判断をお願いします。本人の意思に反して着脱を強いることがないようにご配慮をお願いします。ただし、医療機関受診時や高齢者等が入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時などはマスク着用を推奨します。

② ワクチン接種は早めの接種を

対策室では、新型コロナウイルス感染症への啓発やご相談もお受けしています。

また、新型コロナウイルス感染症は、誰もがいつでも感染する恐れがあります。感染された方やそのご家族などの方々に責任はありません。不当な扱いや嫌がらせ、誹謗・中傷などは絶対にないようお願いします。

2 子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度

～安心して子育てができる環境づくり～

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援する仕組みです。この制度に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に子育て支援を推進しています。



子育て支援センター
(子育て・健診センター2階)

◆ 地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】 1,317万円

子育て中の親子が集い交流する場（子育て支援センター【大津】、美咲野広場あぼり【美咲野】）を提供し、情報の提供・相談などを行い、子育ての負担・不安感の解消を図ります。

◆ ファミリー・サポート・センター事業【子育て支援課】 1,040万円

会員間で必要なときに子どもの預かりなどを行い、子育て支援を行います。利用料金の半額を町が助成しています。

◆ 病児・病後児保育事業【子育て支援課】 690万円

病気または病気回復期の児童を預かり、仕事と子育ての両立を支援します。おおむね10歳までの児童が対象です。

◆ 障がい児の保育事業【子育て支援課】 1,296万円

集団保育が可能な障がいのある児童の保育所への入所を促すために、障がい児に関わる保育士への支援を行います。

◆ 延長保育の促進【子育て支援課】 1,423万円

保護者の仕事と子育ての両立支援のため、各保育所等で午後6時から7時までの1時間（施設によっては午後6時から8時までの2時間）の延長保育を行います。

◆ 一時預かり事業【子育て支援課】 2,360万円

保護者の傷病、冠婚葬祭、その他の理由により家庭での育児が一時的に困難になった場合、各保育所で一時預かりを行います。

◆ 学童保育に係る費用【子育て支援課】 2 億 1,899 万円

全小学校校区で学童保育を実施し、放課後や長期休暇中の児童の安全確保と健全育成を図ります。

校区	学童保育名	施設の場所
大津小校区	つくしんぼクラブ 四つ葉学童クラブ さくらんぼクラブ	学校敷地内
	風の子キッズ	風の子保育園内
室小校区	ジョイキッズクラブ コスモキッズクラブ	学校敷地内
	あゆみキッズクラブ	室小北側専用施設
	ひまわりキッズクラブ	第二よろこび保育園内
護川小校区	そらいろクラブ	学校敷地内
大津北小校区	一宇学童館	一宇保育園内
大津南小校区	しらかわっこ南小クラブ	学校敷地内
大津東小校区、大津小校区	しらかわっこなかよしクラブ しらかわっこわくわくクラブ	白川保育園内
美咲野小校区	グリーンキッズクラブ	学校敷地内
美咲野小校区、大津小校区	緑のなかま	緑ヶ丘保育園内



◆ 私立保育所、認定こども園等の給付費【子育て支援課】 16億7,691万円

私立保育所（7園）、地域型保育事業所（4園）、認定こども園（3園）の入所児童の人数及び年齢に応じた保育所の給付費です。令和元年10月から幼児教育の無償化に伴い、3～5歳児、0～2歳児の住民税非課税世帯が無償化されています。令和3年度～5年度の4月1日時点の待機児童は0人ですので、待機児童ゼロを継続できるよう事業を推進します。

●保育所入所児童者数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

区分	大津	一宇	白川	杉水	いちご	よろこび	風の子	よろこび第二	幼稚園 大津音楽 幼稚園	幼稚園 白川	緑ヶ丘	地域型	合計
定員	120	90	140	160	120	120	140	120	60	90	120	42	1,322
在園児	112	76	141	176	132	131	151	134	67	57	128	37	1,342
入所率 (%)	93.3	84.4	100.7	110.0	110.0	109.2	107.9	111.7	111.7	63.3	106.7	88.1	101.5

●地域型保育事業所

- ・小規模保育事業「ぴちゅ保育園」（大津） 定員 12人
- ・〃 「みんなのおうち保育園」（引水） 定員 10人
- ・〃 「おひさま保育園」（大津） 定員 10人
- ・〃 「ちゅうりっぷ保育園」（大津） 定員 10人

◆ 待機児童支援助成金【子育て支援課】 48万円

認可保育所の入所要件を満たし、入所申込みを行っても、入所できない児童が認可外保育施設を利用する場合、一定の条件を基に認可保育園の保育料との差額を助成します。

◆ 保育士の負担軽減や確保のための事業【子育て支援課】 4,667万円

保育士資格を目指す保育補助者の雇い上げや、保育士の周辺業務の補助を行う保育支援者を配置して、保育士の業務負担の軽減を図ります。

また、配置基準を超えて予備保育士を雇用する保育所に対する補助金、常勤の保育士として新たに採用された保育士に対する支援金を交付し、保育士の確保を進めていきます。

◆ ペアレントプログラム事業【福祉課】 54万円

子育てに難しさを感じる保護者を対象に、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び保護者が楽しく子育てに望む自信をつけるための講座を開催します。保護者支援のための支援者研修を兼ねて支援者育成も行います。



ペアレントプログラムは、自信を持って子育てができるための講座です。

3 高齢者福祉の充実

◆ 満100歳到達者への敬老祝金の贈呈【介護保険課】 164万円

◆ 金婚表彰事業【介護保険課】 86万円

結婚50周年を迎える夫婦を表彰します。

◆ 老人クラブ補助事業【介護保険課】 218万円

老人クラブ連合会に加入している老人クラブや老人クラブ連合会の事業費の一部を助成します。

◆ 高齢者住宅改造助成事業【介護保険課】 100万円

バリアフリー化等の大規模な工事を伴う住宅の改造に対して、介護保険サービスの住宅改修費の支給と併せて費用の一部を助成します。

◆ 高齢者外出支援サービス事業【介護保険課】 440万円

一般の公共交通を利用することが困難な高齢者に対して、移送用車両を利用して医療機関、薬局、公共機関、金融機関及び食料品等を販売する小売店への送迎サービスを提供し、その料金の一部または全部を助成します。

◆ 総合事業・介護予防・生活支援サービス事業【介護保険課】 6,988万円

介護保険要支援認定者やチェックリストによる事業対象者へ、日常動作訓練の場や生活支援の援助を行い、高齢者の日常生活の自立のための支援を行います。



『はつらつ元気づくり事業』の風景

◆ 認知症施策推進事業【介護保険課】 289万円

専門相談員による「もの忘れ相談」の窓口を開設し、認知症疾患医療センター（菊池病院）と連携をし、認知症の早期発見・早期受診やケアに繋げ、安心して在宅で生活できる体制や助言を行います。

◆ 介護保険特別会計【介護保険課】 28億874万円

『高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らすことができるまち』を目指して、高齢者の社会参加の促進、介護予防の強化、必要な介護保険サービスの給付、認知症の人や家族介護者への支援、住民同士の支え合いの仕組みづくり等、総合的に取り組みます。なお、将来の介護保険料の増額を抑えられるよう、介護保険サービスの適正な利用を促す点検と介護予防事業に重点的に取り組みます。

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、庁舎1階にあります。

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師、専門相談員等が高齢者等の相談窓口として介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援を行います。

■くまもとメディカルネットワーク

医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくりやICTツール（くまもとメディカルネットワーク）を活用した切れ目のない医療・介護の連携推進を目指します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体事業の実施や、生きがいとなる地域活動や社会参加、就労促進の支援をすることで、高齢者が地域で健康に暮らせる町づくりに取り組みます。

■基本チェックリスト

65歳・70歳・75歳の説明会の時、基本チェックリストの提出と同時に、認知症の早期発見と支援を目的としたMC I（軽度認知障害）の自己チェックシートの提出もお願いしています。認知症の症状に早めに気づき、早期発見・早期対応により認知症の発症及び重症化予防に繋げるものです。ご回答いただいた結果に応じて、訪問や個別の電話相談なども実施しています。

■もの忘れ相談

認知症は早めの相談や受診が大切です。認知症疾患医療センターである菊池病院の専門職による「もの忘れ相談」を行っています。日時は、広報おおづに掲載する「町の相談」にてお知らせしています。相談日：毎月第3木曜（事前に予約が必要です。）

■「通いの場」の立ち上げ支援

町では通いの場の立ち上げ支援を実施しております。「通いの場」を自分が住んでいる地域でも実施してみたい方は、地域包括支援センターにご相談ください。



（通いの場の風景）

4 障がい者福祉の充実

◆ 障害福祉サービス事業【福祉課】 7億8,320万円

障がいのある人が日常生活で困っていることに対する支援を行っています。家にヘルパーが訪問し、生活を支援する「居宅介護」や就労を支援するための「就労継続支援」（A型、B型）などの各種サービスがあります。

◆ 障害児支援費事業【福祉課】 5億3,710万円

障がいのある子どもに対して療育を行う「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などの支援を行っています。

◆ 巡回支援専門員整備事業【福祉課】 724万円

「ちょっと気になる」「発達障がいかな？」と思われる子どもやその保護者などを支援する事業です。巡回支援専門員が保育園や学校など子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言をするなど支援を行います。

◆ 日中一時支援事業【福祉課】 600万円

障がい者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

◆ 重度心身障害者医療費助成事業【福祉課】 4,498万円

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神保健福祉手帳1級）に医療費の一部を助成し、生活の安定や福祉の増進を図る事業です。1ヵ月分の医療費について、医療機関ごとに2,040円（入院）と1,020円（通院）を超える額を助成します。

■介護・障がい・生活困窮など「福祉」に関するご相談は・・・

町では、ふだんの生活の中での福祉の困りごとや心配ごとなどの相談を受け、支援を行う『ふくしの相談窓口』を開設しています。

生活のことや困りごとなど、どんなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

●電話番号：ふくしの相談窓口 096(293)3122

障がい者基幹相談支援センター 096(292)0114

■障がい福祉ガイドブック

大津町にお住まいの障がいがある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるために障害者総合支援法に基づく各種制度や障がい福祉に係るサービスを掲載しています。

ガイドブックは町のホームページにも掲載しています。



5 地域福祉の充実

◆ 社会福祉協議会への補助事業等【福祉課】 2,527万円

社会福祉法の中で位置づけられている地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会へ助成します。小地域福祉活動実践地区・推進地区への支援などを行います。

◆ ふくしの相談窓口【福祉課】 1,212万円

ふだんの生活の中での福祉の困りごとや心配ごとなどの相談を受け、支援する「ふくしの相談窓口」を開設しています。障がいや介護、貧困、引きこもりといった家庭での複数の問題に対して、一括して相談を受けます。

- 設置場所：役場1階 ふくしの相談窓口
- 電話番号：096(293)3122

◆ 民生委員・児童委員活動補助金【福祉課】 671万円

民生委員・児童委員60名が行う社会福祉・相談活動へ助成します。



◆ ひとり親家庭等医療費助成事業【福祉課】 640万円

ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

◆ 地域移動販売事業【福祉課】 75万円

商店が無い地域や公共交通機関が少ない地域へ、日常生活に必要な食品等を購入できる環境を提供することで、生活の安定を図るとともに、密を避けた買い物により新型コロナウイルス感染症対策にも寄与するため地域移動販売事業補助金を交付します。

◆ 新規熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金【福祉課】 577万円 新規

原油価格・物価高騰の長期化が家計を直撃する中、低所得の子育て世帯においては新年度を迎えるにあたり学用品等、様々な出費が重なることから、特に厳しい状況に直面することが想定されます。このような状況を踏まえ、令和4年度の国の給付金を受給した低所得の子育て世帯に対し、熊本県独自の追加的な支援を行います。

- 給付額：1世帯あたり2万円、第2子児童以降1人あたり5千円
- 対象者：① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
② 令和4年度住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）

◆ 子育て世帯生活支援特別給付金事業【福祉課】 2,500万円

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人あたり5万円を支給します。

- 対象者：① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
② 令和4年度住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
③ 家計急変により住民税非課税相当の収入となった子育て世帯

◆ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業【福祉課】 1億6,000万円

新規

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担増を踏まえ、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり4万円を給付します。

- 対象者：① 令和5年度住民税非課税世帯
② 家計急変により住民税非課税相当の収入となった世帯

◆ **L Pガス使用世帯支援補助金【総合政策課】 6,337 万円** **新規**

コロナ禍における原油価格高騰等の影響でエネルギー価格が高騰しています。電気・都市ガス使用世帯への支援は国直轄で対策措置が行われていますが、対策措置が行われていないL Pガス使用世帯に対し、支援事業を行います。

●給付額：1世帯あたり6千円

●対象者：L Pガス使用世帯

3. ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまち

－教育・文化－

「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓（ひら）く子どもの育成」を目指して、地域や家庭と学校・園が連携・協力して、子供たちの夢の実現を支援します。また、生涯学習の充実により、生きがいと心の豊かさ、地域に対する愛着と誇りを持った人材づくりを推進します。

1 家庭教育への支援

◆ 一時預かり（幼稚園型）事業【子育て支援課】 671万円

公立幼稚園（大津幼稚園・陣内幼稚園）では、保育サービスの向上を目指し、保護者の就労または傷病等で、家庭での保育が困難な幼児を、長期休業期間と教育時間を超えて預かる、預かり保育を行います。

◆ 要保護・準要保護児童生徒就学援助費【学校教育課】 4,580万円

経済的理由で就学が困難な児童や生徒の保護者に、給食費や修学旅行費など必要な援助を行います。

◆ 特別支援教育就学奨励費【学校教育課】 717万円

特別支援学級に通う児童や生徒の保護者に必要な援助を行います。



2 幼児教育・学校教育の充実

◆ 新型コロナウイルス感染症対策【教育施設課】 661万円

小中学校における感染症対策を徹底するため、手指消毒剤をはじめとする対策物品の購入や仮設の手洗い場を増設し、児童生徒への啓発とともに引き続き感染症対策に取り組めます。

◆ ICT支援員配置事業【教育施設課】 1,564万円

小中学校における1人1台タブレットの整備が完了したことから、ICT支援員を配置し、学校現場へのより高度な支援に取り組めます。

◆ **小学校管理費及び中学校管理費【学校教育課・教育施設課】 3億9,291万円**

小学校と中学校の学校運営や維持管理に要する費用や、児童生徒に対してより分かりやすく興味関心が高まる授業を行うために、ＩＣＴを活用した学習などの充実に取り組みます。この費目には、教材備品購入や全国大会出場補助金なども含まれます。

◆ **教職員の資質向上のための事業【学校教育課】 467万円**

教職員の授業力向上を図るため、教育指導員を配置し、授業の進め方や教材作成の指導を行います。また、教育講演会及び教育実践発表大会の開催、教育論文の募集、教職員人材育成事業による各種研修会を開催し、教職員の資質向上を図ります。

◆ **学習支援事業【学校教育課】 3,613万円**

基礎学力向上のための学習支援指導員を小中学校に16人配置し、小学校は算数、中学校は英語と数学について担任とともに授業にあたり、個々の実態に応じた学習支援を行います。なお、大津東小学校と大津北小学校においては、複式学級における全教科の間接指導の場面で学習支援を行います。

◆ **学校支援員配置事業【学校教育課】 5,098万円**

学校生活において特別な配慮を要する児童生徒を支援するために、小中学校に学校支援員を37人配置します。

◆ **学校教育推進事業補助金【学校教育課】 509万円**

教職員の資質向上、児童生徒の学力・体力向上、保護者の負担軽減を目的として、学校教育における人権教育、特色ある学校づくり、中学校における部活動や進路指導対策に対する補助を行います。

◆ **英検受験料補助金【学校教育課】 50万円**

児童生徒の英語力の向上を目指し、英語検定の受験料の一部を補助します。

◆ **英検受験手数料【学校教育課】 197万円**

「くまもと英語教育推進プラン」に基づき、町立中学校第3学年に在籍する生徒を対象に、英検3級以上の受験費用の全額を補助します。

◆ **護川小学校屋根改修事業【教育施設課】 26,308万円**

経年劣化により雨漏り等の不具合が確認されていた護川小学校校舎屋根の改修工事を実施します。仮設校舎などを使用して工事期間中の学校の運営に支障がないように実施します。



◆ 大津中学校長寿命化改修事業【教育施設課】 144,906万円

老朽化した大津中学校校舎の長寿命化改修工事を実施します。仮設校舎などを使用して工事期間中の学校の運営に支障がないように実施します。

◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）【学校教育課】

「地域とともにある学校づくり」を進めるため、令和3年度から町内全小中学校にコミュニティ・スクール制度を導入し、学校運営協議会を設置しています。保護者や地域住民の意見を反映することで、学校運営のさらなる改善・充実を目指します。また、毎月14日は大津町教育の日（学校に来てはいよ）としています。コロナ禍のため参加者を限定して再開しておりましたが、令和5年5月15日（月）から誰でも参加できる形で再開しております。

◆ 教育に関する支援【学校教育課】 13,646万円 **拡充**

不登校やいじめの相談、問題行動などのサポートを行うため、教育支援センター及び町内2中学校に教育相談員8人と教育支援センターサポート支援員1人を配置するとともに、教育支援センター副センター長を配置しています。また、適応指導教室における学習支援を充実させるために外部講師の活用などを行い、支援を充実します。更に、臨床心理士による専門的な支援の充実を図るとともに、本年度から新たにスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒、家庭、学校をバックアップします。外国にルーツを持つ児童生徒を支援するために日本語指導も行います。

◆ 幼・保等、小、中、高の連携強化【学校教育課】

子どもたちの育ちの連続を保障するために、それに関わる家庭・学校・地域住民が共理解と共通実践をめざし、「育ちのステップ」の活用を図ります。

●大津町の小学校・中学校

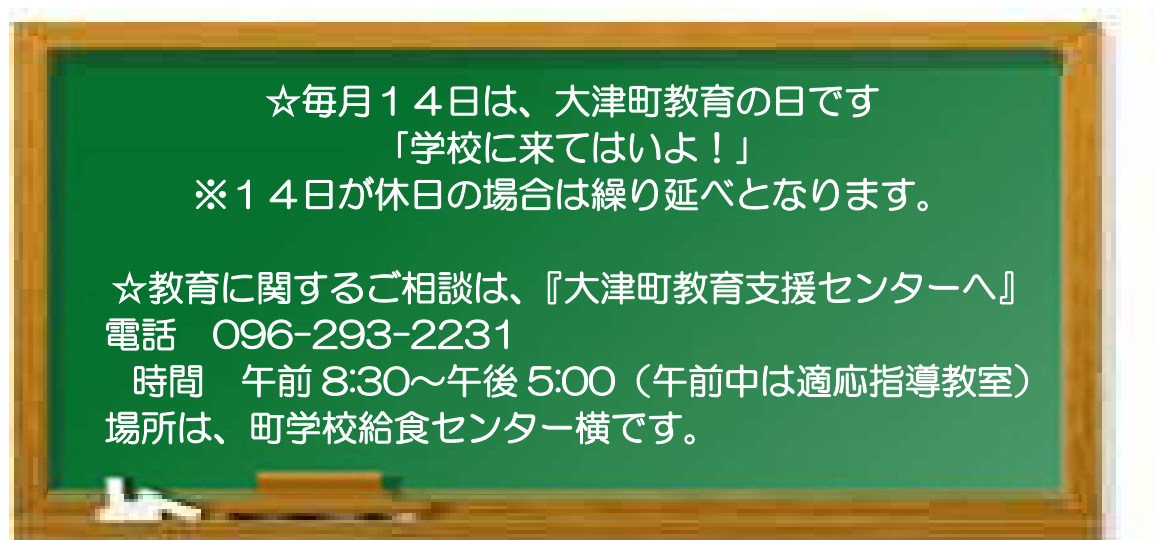
学校名	児童生徒数 (人)	学級数		学習支援 指導員(人)	学校支援員(人)
			うち特別支援学級数		
大津小学校	817	31	7	2	6
美咲野小学校	617	26	7	2	5
室小学校	607	25	7	2	8
大津南小学校	196	9	3	1	3
大津東小学校	41	6	2	2	2
大津北小学校	48	7	2	2	2
護川小学校	181	10	3	1	2
小学校計	2,507	114	31	12	28
大津中学校	459	17	4	2	4
大津北中学校	798	28	7	2	5
中学校計	1,257	45	11	4	9

※児童生徒数は、令和5年5月1日現在のものです。

小中学校・幼稚園の長期休業日（令和5年度）	
夏休み	7月21日（金）～8月27日（日）
秋休み	10月7日（土）～10月11日（水）
冬休み	12月23日（土）～1月8日（月）
春休み	【小・中学校】 3月23日（土）～4月7日（日） 【幼稚園】 3月23日（土）～4月9日（火）

大津町「三つの約束」

1. あいさつをする
2. 時間を守る
3. 人の話を聞く



3 生涯学習・生涯スポーツの推進

◆ 生涯学習推進事業【生涯学習課】 880万円

地域学校協働活動事業、放課後子ども教室事業により地域学校協働活動推進員を育成し、地域と学校が連携して子どもを育てる活動を推進します。親子ふれあいキャンプを実施し、子ども達の自然体験と併せて、学生リーダーの育成を図ります。家庭教育の推進のため、親子ふれあい事業（星空教室・乗馬教室等）を実施します。毎月15日に生涯学習情報誌を発行し、生涯学習のための情報を発信します。



親子ふれあいキャンプ



親子ふれあい乗馬教室

◆ 公民館講座の運営費【公民館】 200万円

公民館講座は、文化、軽スポーツ、家庭教育などの分野において、親子、児童生徒、成人、高齢者向けの各種講座を年間100回程度実施しています。活動成果の発表の場として、大津町生涯学習センターにおいて1月下旬にカルチャーフェスタを開催します。



公民館講座「木育教室」



高齢者学級「ペタンク」

◆ 文化ホール事業運営助成事業【公民館】 450万円

文化ホール事業運営員会への助成を行い、子ども向けや成人向けの公演など、年間3～4回の事業を行い、様々な文化を発信します。

◆ おおづ図書館の図書資料などの購入費【図書館】 1,238万円

図書資料（一般書・児童書・リクエスト図書）、視聴覚資料、新聞、雑誌、ボードゲーム、電子書籍等を無料で貸し出します。また、調べ物のご相談やお手伝いもしていますので、お気軽におたずねください。詳細はおおづ図書館ホームページをご覧ください。

【おおづ図書館の蔵書数】

（令和4年度末）

一般図書など：約 186,000 冊

雑誌：約 13,000 冊

DVD・CD：約 6,000 枚



おおづ図書館の館内

◆ 生活スポーツ「健康と楽しみのスポーツ」の推進【生涯学習課】 1,087万円

町民の「スポーツ実施率65%」を目標に野外活動教室や講習会を開催し、生涯スポーツの推進を図ります。

※スポーツ実施率とは、1週間に1回30分以上の運動や徒歩による通勤等を実施した町民の割合をいいます。（令和4年度アンケート調査：本町の実施率51.6%）

◆ スポーツイベントを通じた町民交流の推進【生涯学習課】 120万円

第25回スポーツの森・大津ジョギングフェスティバルを、令和6年2月25日（日）（予定）大津町運動公園を主会場に開催します。2km・5km・10km種目の他、健康体力づくり事業として、ノルディックウォーキング教室（無料）を行います。

◆ 行政とスポーツ団体との協働によるスポーツ推進【生涯学習課】 350万円

スポーツ団体（町体育協会・校区スポーツ振興会）と行政との協働による生涯スポーツの推進を図ります。



◆ スポーツコンベンションの推進【生涯学習課】 30万円

大規模な大会やスポーツキャンプ等を誘致し、スポーツコンベンションによる経済効果の推進を図ります。

4 地域の歴史・文化の継承と振興

◆ 文化芸術振興・江藤家住宅整備事業【生涯学習課】 8,93万円

町の文化財の保護と町民の文化意識を高めるため、国指定重要文化財「江藤家住宅」を中心とした文化財・史跡の保存活用を図ります。また、国指定重要文化財「江藤家住宅」の熊本地震被災復旧修理工事及び公開活用事業が完了を予定しています。歴史文化伝承館では、歴史教室や文化財の展示を行います。また、文化関係団体を育成し、文化協会文化祭の開催、第11代横綱不知火光右衛門の顕彰、梅の造花など文化技術の伝承を支援します。



国重要文化財江藤家住宅



梅の造花体験

4. 町の活力(にぎわい)を支える 機能性の高いまち ー生活環境基盤ー

大津町の豊かな水や緑の自然と都市機能の調和を図るとともに、町民の暮らしやまちの持続的な発展を支えるため、コンパクトで機能的・安定的な都市基盤整備を推進します。

1 土地利用政策の推進

◆ 都市計画基礎調査業務【都市計画課】 900万円

都市計画法に基づき、人口・産業・土地利用・交通などの現況及び将来の見通しについて定期的な調査を行います。本調査の結果は、大津町都市計画マスタープランの策定や用途地域の見直しなどまちづくりに関する基礎資料として活用します。

2 快適な住環境の確保

◆ 町立公園等管理業務【都市計画課】 7,360万円

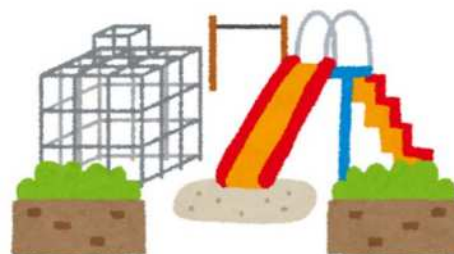
昭和園・かぶとむし公園・中央公園など身近な公園を安全で快適に利用できるよう、トイレ・園内の清掃、植栽管理、遊具の安全点検を行います。

◆ 公園施設長寿命化対策支援事業実施設計業務他【都市計画課】 1,000万円

安全・安心な都市公園づくりを目指すため、公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園施設を整備します。本年度は昭和園の園路照明灯を更新するための設計業務を行います。

◆ 公園施設長寿命化対策支援事業工事他【都市計画課】 3,100万円

安全・安心な都市公園づくりを目指すため、公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園施設を整備します。本年度は昭和園の園路照明灯の更新工事を行います。



◆ 公共下水道工事などの事業費（事業会計）【下水道課】 13億5,332万円

公共下水道事業の進捗状況（令和5年3月末現在）

整備率	面積 74.2% 管渠延長 74.2%
人口普及率	77.6%
水洗化率	人口率 95.4% 戸数率 94.7%

◆ 農業集落排水施設の工事費などの事業費（事業会計）【下水道課】 2億4,452万円

農業集落排水事業の進捗状況（令和5年3月末現在）

矢護川地区	施工期間 平成13～17年度 供用開始 平成17年4月より処理場の運転を開始 水洗化率 88.0%
錦野地区	施工期間 平成16～21年度 供用開始 平成21年4月より処理場の運転を開始 水洗化率 90.4%
杉水・平川地区	施工期間 平成17～24年度 供用開始 平成22年4月より処理場の運転を開始 水洗化率 杉水地区 87.4% 平川地区 88.6%

◎ 下水道への接続加入促進のため、未接続家庭への戸別訪問を予定しています。

◆ 合併処理浄化槽設置者に対する助成【下水道課】 933万円

合併処理浄化槽の種類	補助内容
5人槽	上限 332,000円
7人槽	上限 414,000円
10人槽	上限 548,000円



◆ あけぼの団地改修事業【都市計画課】 2億7,825万円

公営住宅の長寿命化計画に基づき、あけぼの団地5号棟の改修設計と6号棟の改修工事を行います。また、上水道の改修設計を行います。

◆ **公営住宅建替事業【都市計画課】 1,260万円**

公営住宅の長寿命化計画に基づき、あけぼの団地、西嶽団地の建替、集約について、具体的な方向性を決める基本計画を作成します。

◆ **住宅耐震改修事業【都市計画課】 935万円**

被災した住宅や旧耐震基準（S56.6以前）の木造戸建て住宅で、耐震診断や耐震改修などの費用の一部を補助します。

- ① 耐震診断：一軒（一棟）当たり5,500円で耐震診断士を派遣します。
- ② 耐震改修：次の項目ごとに補助を行います。

補助事業	補助率	補助金上限額
耐震改修設計+耐震改修工事	4/5	100万円
建替え設計+建替え工事	4/5	100万円
耐震改修設計	2/3	20万円
耐震改修工事	1/2	60万円
シェルター工事	1/2	20万円

※補助事業により要件が異なります。

◆ 危険ブロック塀等安全確保支援事業【都市計画課】 100万円

町では地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去を実施する者に対して、その費用の一部を補助します。

（１）対象となるブロック塀等の条件（次の項目全てに該当するもの）

- ・避難路に面したブロック塀等
- ・ブロック塀等が面する道路面からの高さが80cm以上のもの
- ・ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの
- ・点検表による確認で不適合があり、安全性が確保できないもの

（２）事業の対象者

避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者

（３）補助金額（上限20万円）

1敷地あたり次のいずれか低い額

- ・ブロック塀等撤去工事に要する費用の2/3
- ・撤去するブロック塀等の長さに12,000円/mを乗じて得た額



※既に工事が終了しているもの、既に倒れているブロック塀は、対象となりません。

※他にも条件等がありますので都市計画課にご相談ください。

◆ **地盤改良補助金事業【都市計画課】 200万円** **復旧復興**

熊本地震で被災した住宅を解体し、同一敷地内にて住宅を再建する際に、軟弱地盤と判定された場合の地盤改良工事費用の一部を補助します。

(1) 補助対象となる工事

被災した住宅を解体し、同一敷地内にて住宅を再建する際の住宅建屋下の地盤改良工事

例) 柱状改良工事、表層改良工事、鋼管杭工法等

※地盤調査を実施し、地盤改良工事が必要と判定された敷地に限ります。

※既に地盤改良工事が済んでいる宅地も対象となります。

(2) 補助額

地盤改良工事費用にかかった金額が40万円未満の場合は1/2補助、それ以外は20万円

(3) 補助対象とならない土地

次のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。

- ・宅地復旧補助金の申請により、地盤改良工事の補助金を受けた宅地における工事

※別の補助金を受けて地盤改良工事を行っている宅地は該当しないことがあります。詳しくは都市計画課にお問合わせ下さい。

◆ **老朽危険空家等除却促進事業補助金【総合政策課】 250万円**

住環境の整備改善を図ることを目的に、老朽危険空家等の解体に要する費用の一部を補助します。事前調査の結果、老朽危険空家等に該当した建物が対象となります。

(1) 補助予定戸数 5戸

(2) 補助額 上限50万円

3 道路・交通ネットワークの充実

◆ **町道などの新設改良工事など【建設課】 3億4,899万円**

町が管理する道路や橋梁などの新設・改良を行います。改良工事のほか、測量設計や用地の確保、補償費などにかかる経費です。

※事業予定個所については、49ページ～52ページを参照してください。

◆ **町道などの維持補修工事など【建設課】 1億5,199万円**

町が管理する道路などの補修工事に関する経費です。

※事業予定個所については、53ページ～54ページを参照してください。

◆ 乗合タクシーの運行【総合政策課】1,508万円

町内において、町中心部とその周辺部を結ぶ公共交通機関として予約制の乗合タクシーを運行しています。1日4往復、毎日運行（日曜・祝日も運行）しており、町中心部であればどこでも乗車・降車できます。ご利用の際には予約が必要です。

※各地区の地域設定（北エリア、南エリア、東エリア）や、予約専用電話番号にご注意ください。

① 利用できる地区と片道1人あたりの利用料金

利用料金 (片道)	北エリア	南エリア	東エリア
150円		灰塚区	
200円	つつじ台区	町区、下町区、鍛冶区、 上陣内区、中陣内区、下 陣内区、中島区、岩坂区 阿原目	
250円	源場区、上猿渡区、ラビ アン大津、そよかぜ台	森区、岩坂区（阿原目地 区除く）	高尾野区、大津東区、大 林区駅上組（国道57号 沿い）
300円	下猿渡区、杉下区、杉上 区、上の原区、馬場区、 宮本区、多々良区、仮宿 区、御所原区、桜丘区	鳥子川区	新小屋区、吹田区、大林 区、錦野区
400円	護東区、御願所区、上中 区、下中区、片俣区、小 林区、今村区		米山区、瀬田区、外牧区
500円			真木区、古城区、内牧区

② 運行時間

乗合タクシーは毎日運行します（土日・祝日含む）

	町中心部行き	各地区行き
1便	7:30～7:45	10:30～10:45
2便	9:00～9:15	12:00～12:15
3便	10:30～10:45	14:00～14:15
4便	12:00～12:15	16:00～16:15

③ 予約専用電話番号

北エリア	080(1773)8383
南エリア	090(4779)8585
東エリア	090(7477)8484
(予約時間) 前日 午後3時～午後9時 当日 午前6時15分から迎車時間1時間前まで	

※タクシーは迎車の都合上、遅れる場合がありますのでご容赦ください。

◆ 町内路線バス維持のため、バス会社への補助等【総合政策課】 5,635万円

町内を運行する6系統の路線バス維持のため、バス会社へ赤字分への補助等を行います。

◆ 空港ライナー運営負担金【総合政策課】 550万円

阿蘇くまもと空港と肥後大津駅を直接行き来する空港ライナーを、県や町などで組織する空港ライナー運営協議会により協同で運営しています。

◆ まちなかエリア実証運行委託【総合政策課】 1,000万円 新規

地域公共交通計画に定める事業の一部として、まちなかエリアにおける新公共交通の実証運行を行います。

4 環境にやさしいまちづくり

◆ ごみ減量化資源化事業【環境保全課】 537万円

ごみの一時保管場所整備や、ごみの再生資源集団回収への助成を行います。

再生資源集団回収助成金一覧

助成品目		助成額
古紙類	新聞紙	1kgあたり10円
	チラシ	
	雑誌	
	その他紙類	
	ダンボール	
びん類	ビールびん	1本あたり10円
	一升びん	
	その他のびん	1kgあたり20円
缶類	アルミ缶	1kgあたり20円
	スチール缶	
布類		1kgあたり20円
ペットボトル		1kgあたり30円
廃食油		1リットルあたり20円



◆ **ごみやし尿の処理費用負担金【環境保全課】 2億5,862万円**

一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理に伴う菊池広域連合への負担金です。

お願い 【生ごみを減らすことでごみ処理費用を抑えることができます】

家庭から出されるごみのうち町が収集するものは年間約 6,771 トンです。このうち燃やすごみは 5,865 トンで約 86%、そのなかの約 4 割程度が生ごみです。ごみ処理費用は重量で計算されますので、各ご家庭の台所で生ごみの水分をしぼるだけでもずいぶん重量が軽くなり経費節減に大きな効果があり、菊池広域連合負担金の削減に繋がります。

町民一人当たりのごみ処理費用

ごみの収集・処理にかかる費用を町民一人当たりで計算すると、年間約 **8,984 円** かかることになります。これに対して、町指定ごみ袋の売り上げによる収入を町民一人当たりで計算すると約 **1,487 円** です。約 **7,497 円** を税金でまかなっていることになります。

◆ **家庭用の生ごみ処理機の購入に対する補助【環境保全課】 55万円**

対象項目	補助内容
電動式生ごみ処理機	購入費の2/3、上限40,000円まで
生ごみ処理容器（コンポスト）	購入費の1/2、上限3,000円まで
ダンボールコンポスト	購入費の1/2、上限500円まで

◆ **家庭用雨水浸透ます設置に対する補助【環境保全課】 12万円**

地下水かん養のため、雨水浸透ます設置者に対し、1基当たり1万円を補助します（4基まで）。

◆家庭用雨水貯留タンク設置に対する補助【環境保全課】 28万円

水道水の節水を通じて地下水保全を図るため、雨水貯留タンク設置者に対し補助します。

対象項目	補助内容
タンク容量200リットル以上	1基あたり35,000円を上限として補助します。
タンク容量200リットル未満	設置費の1/2を補助します。上限は24,000円です。

◆ 狂犬病予防等 畜犬避妊・去勢手術への補助【環境保全課】 70万円

畜犬避妊・去勢手術への補助については、手術費の1/2を補助します。上限は1万円です。補助の条件は犬の登録と狂犬病の予防注射を接種してあることです。

◆ 飼い主のいない猫 避妊・去勢手術への補助【環境保全課】 10万円

飼い主のいない猫の避妊・去勢手術への補助については、一頭あたり5千円を補助します。

◆ スズメバチの巣の駆除【環境保全課】 167万円

町民に危害を加える恐れのある、スズメバチの巣を、町が業者へ依頼して駆除します。受付は平日の役場開庁時間内で、アシナガバチやミツバチは駆除対象外です。また、アパートや事業用の建物、土地なども駆除対象外です。

5 交通安全・防犯対策の強化

◆ 交通安全対策事業【防災交通課】 2,000万円

危険箇所へのカーブミラー新設、老朽化したカーブミラーの修繕や区画線等の塗り直しを行うとともに、ドライバーへの視覚的な注意喚起として、横断歩道等のカラー舗装を行います。また、関係機関との連携を強化しながらハード・ソフト両面の交通安全対策を推進します。

◆ 街灯設置補助他防犯対策事業【防災交通課】 7,077万円

警察との連携や青パトによる防犯パトロールを実施し、地域の安全安心を見守ります。また、自治会等が、各地域の集落内に街灯を設置する場合において事業費の2/3以内（町の補助支払い限度額は街灯1基あたり35,000円）を補助します。

◆ 町内の街灯・防犯灯LED化事業【防災交通課】 3,048万円

昨年度からの継続事業で、町内の北部・中部を中心に街灯・防犯灯をLEDに交換し地域防犯対策を強化します。

◆ 消費者生活相談事業【総務課】 173万円

定期的に相談窓口を設け、消費生活トラブル等で困っている消費者の手助けをします。また、インターネット取引、悪質な訪問販売、電話勧誘等での消費者被害を防止するための啓発や情報の発信を行います。

相談窓口開設日 月曜日・木曜日 菊陽町 ☎096(232)2112

火曜日・金曜日 大津町 ☎096(293)3111

水曜日 西原村 ☎096(279)3112

相談窓口開設時間 10時～16時（年末年始、祝日を除く）

※大津町での相談窓口開設日は、毎週火曜日、金曜日です。大津町その他、菊陽町（月曜日・木曜日）、西原村（水曜日）でも相談できます。

6 消防・防災・救急体制の充実

◆ 菊池広域連合消防本部の大津町負担金【防災交通課】 3億5,317万円

菊池郡市の2市2町で構成されている菊池広域連合消防本部は、1本部4消防署で組織されています。大津町は南消防署の管轄となります。

◆ 大津町消防団の運営及び活動費【防災交通課】 7,922万円

大津町消防団は本部及び8つの分団、定数630人で組織され、火災時消火活動のみでなく災害時の支援など地域の中で重要な役割を担っています。

◆ 消防施設整備【防災交通課】 4,735万円

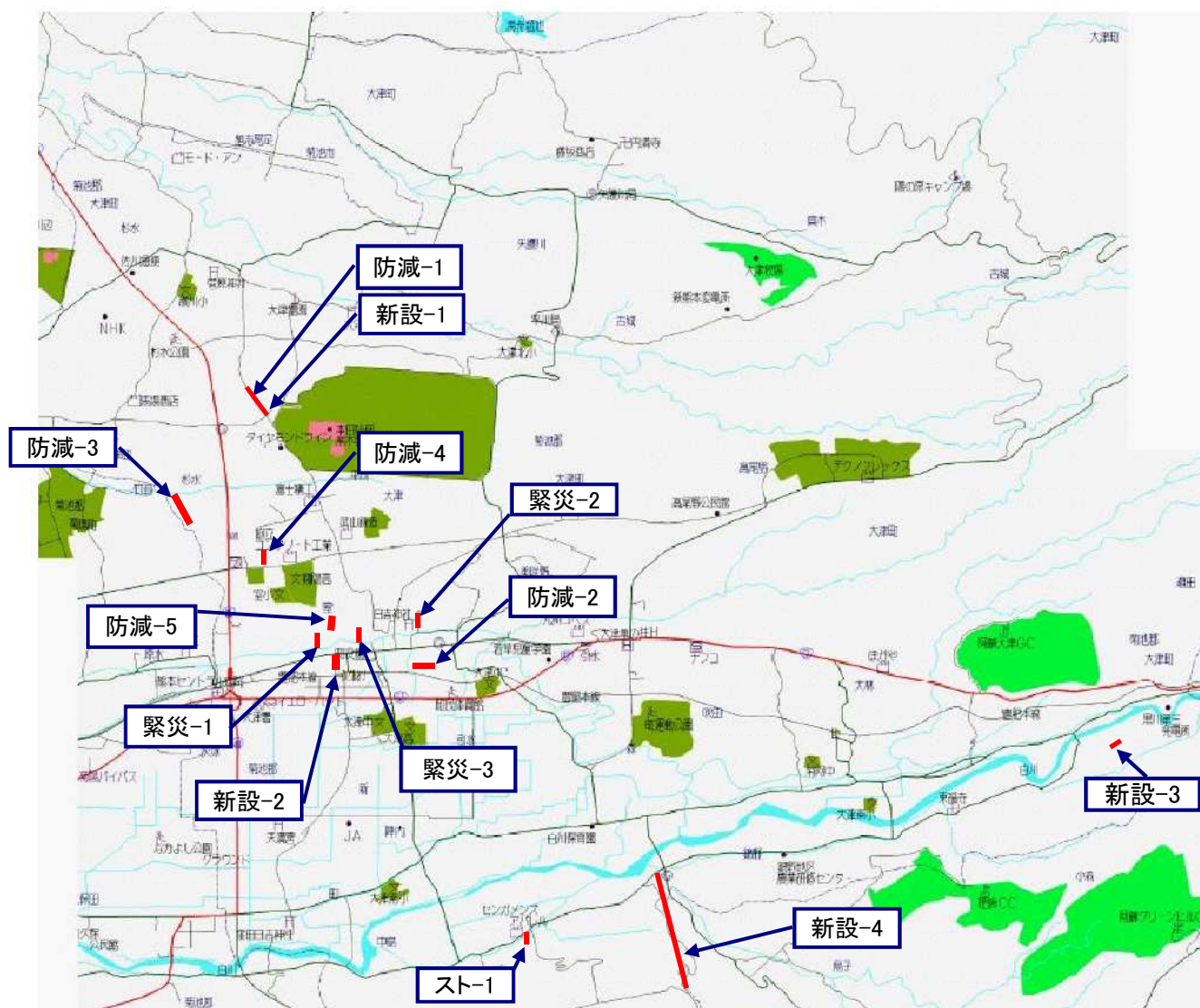
消防団の消防積載車や小型動力ポンプの整備、消火栓・防火水槽修理、防災行政無線の整備など消防防災施設の維持管理費です。

◆ 地域防災力活動支援事業【防災交通課】 580万円

自主防災組織や各行政区の防災資機材の購入費用を負担し災害に備えます。また、新たに自主防災組織を結成される場合の費用を援助します。



令和5年度 建設課事業予定箇所 【整備・改良関係】



NO	路線名	NO	路線名
スト-1	岩坂地内里道橋梁	防減-1	町道杉水水迫線(排水)
スト-2	道路補修 (別紙P81)	防減-2	鍛冶の上排水対策
スト-3	橋梁補修 (別紙P81)	防減-3	室桜山排水対策
		防減-4	室小北センリタウン排水対策
新設-1	町道杉水水迫線(道路)	防減-5	水源町排水対策
新設-2	町道桜町57号線		
新設-3	町道内牧線	地方創生	舗装調査 (別紙)
新設-4	(仮)岩坂鳥子線(概略設計)		
緊災-1	東道免		
緊災-2	後迫		
緊災-3	大津		

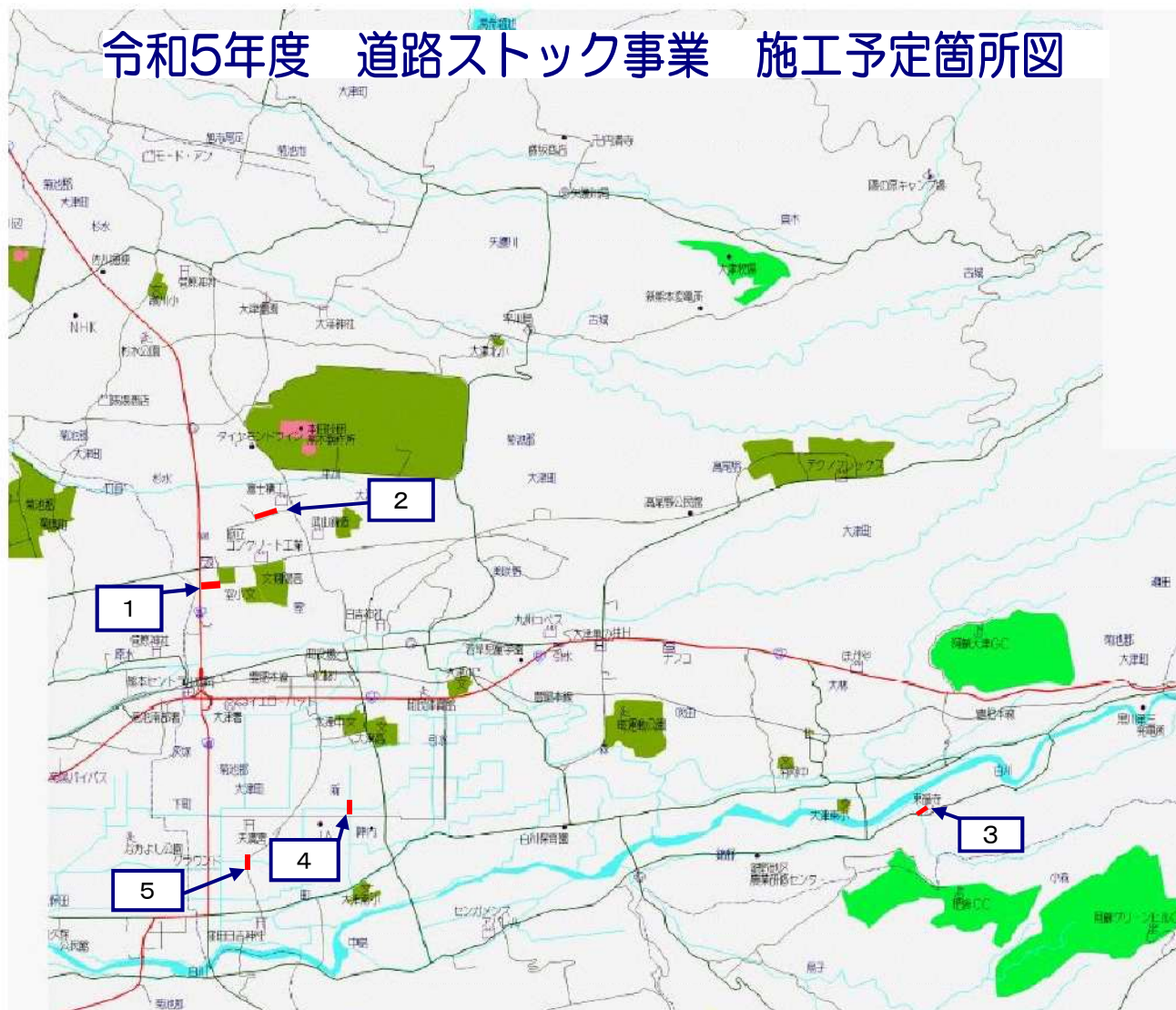
令和5年度 建設課事業予定箇所一覧【整備・改良関係】

NO	路線名	場所	事業概要	該当する項目			
				工事	委託	用地	補償
スト-1	岩坂地内里道橋梁	岩坂	○橋梁改修 N=1橋	○			
スト-2	道路舗装(2路線)	全域	R5 道路ストック事業 施工予定箇所図 参照	○			
スト-3	橋梁補修(3橋)	全域	R5 道路ストック事業 施工予定箇所図 参照	○	○		
新設-1	町道杉水水迫線(道路)	杉水・平川	○歩道新設 L=430m	○			
新設-2	町道桜町57号線(歩道整備)	室	○歩道新設 L=75m	○			
新設-3	町道内牧線	外牧	○拡幅改良 L=85m		○	○	
新設-4	(仮)岩坂鳥子線(概略設計)	岩坂	○概略設計 L=1,017m		○		
緊災-1	東道免	室	○用地測量、急傾斜地対策工事 N=1箇所	○	○	○	
緊災-2	後迫	大津	○用地測量、急傾斜地対策工事 N=1箇所	○	○	○	
緊災-3	大津	大津	○用地測量、急傾斜地対策工事 N=1箇所	○	○	○	
防減-1	町道杉水水迫線(排水)	杉水・平川	○排水施設整備(φ600mm) L=160m			○	
防減-2	鍛冶の上排水対策	大津	○排水施設整備 L=160m	○		○	
防減-3	室桜山排水対策	室	○排水施設整備 L=500m			○	○
防減-4	室小北センリタウン排水対策	室	○排水施設整備 L=180m	○			
防減-5	水源町排水対策	室	○排水施設整備 L=160m		○		
地方創生	町道・農道・林道 舗装	全域	○舗装調査 L=8,348m+2,750m+3,670m		○		

※事業箇所は予定のため、用地関係などの諸事情により事業中止になる場合や、
位置や延長・幅員などについて変更になる場合があります。

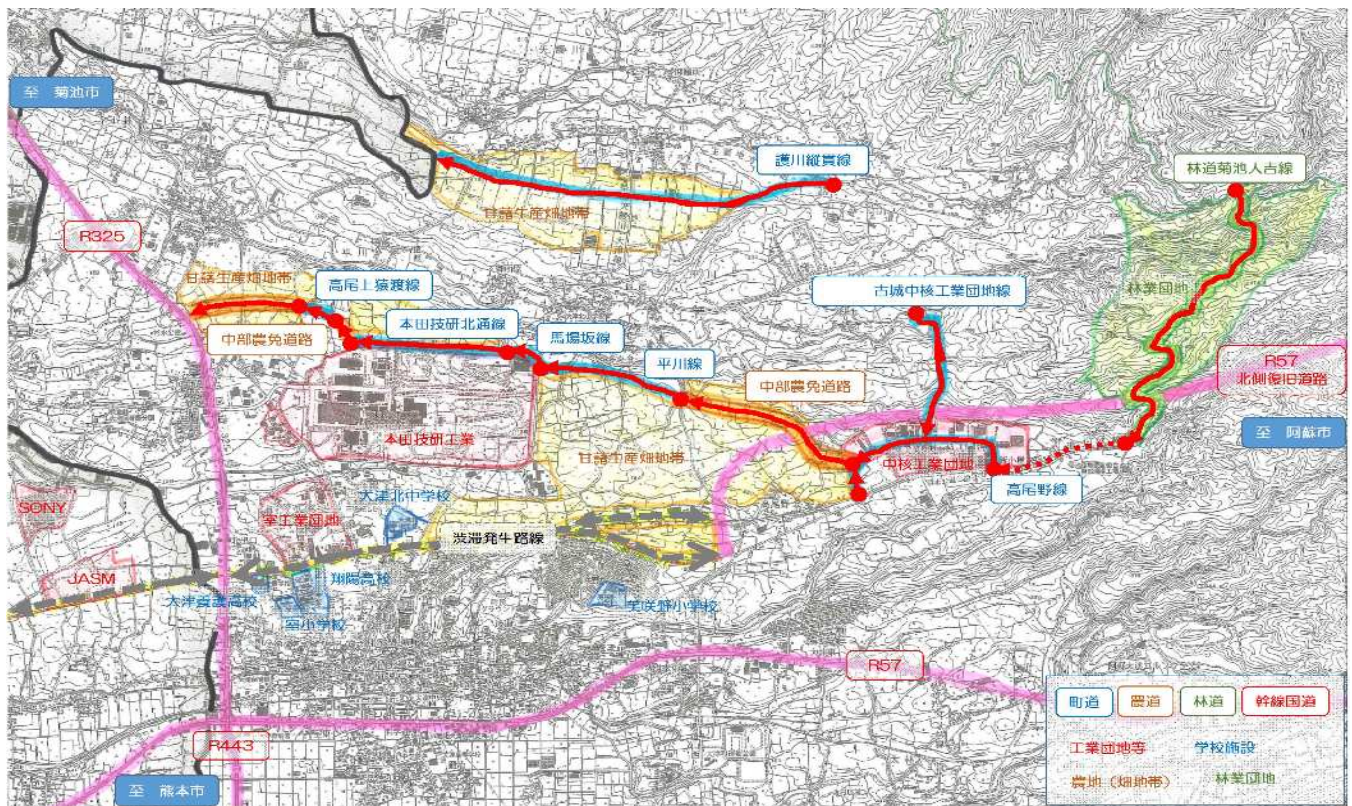
【用語の解説】 L=延長 N=箇所

令和5年度 道路ストック事業 施工予定箇所図



NO	路線名
1	南出口老人ホーム線(舗装)
2	室工業団地幹線(舗装)
3	境目橋(工事)
4	中井手橋(補修設計)
5	新灰塚橋(補修設計)

令和5年度 地方創生整備推進交付金事業 施工予定箇所図



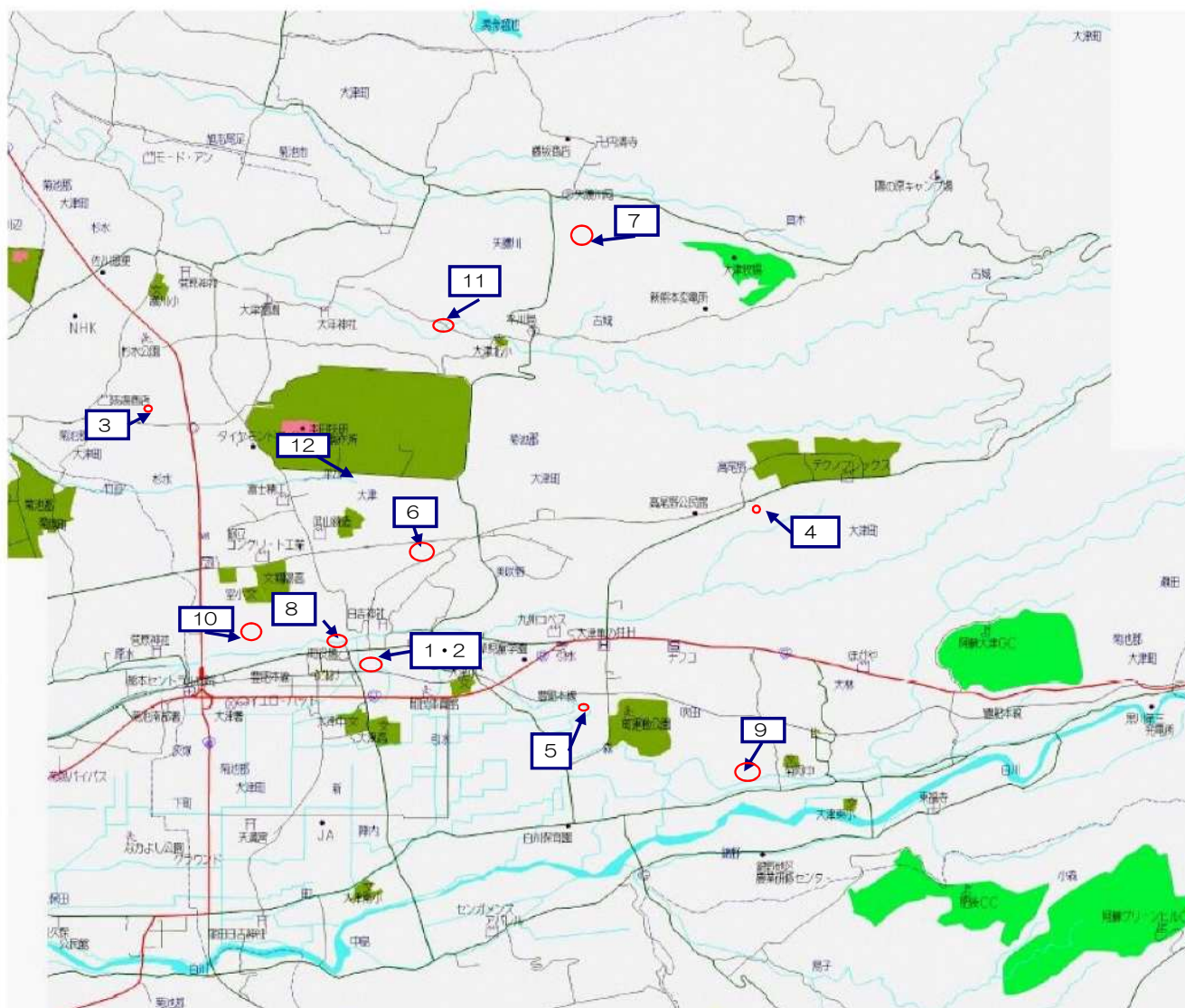
NO	路線名	NO	路線名	NO	路線名
	【町道】		【農道】		【林道】
	高尾野線		中部農免道路		菊池人吉線
	高尾上猿渡線				
	馬場坂線				
	平川線				
	護川縦貫線				
	本田技研北通線				
	古城中核工業団地線				

(R5～R9)5年間の事業

産業交通が多く、傷みが激しい路線の舗装打替えを行う事業

R5年度は、路線ごとに舗装強度調査を行い、交通量や通行車両に応じた最適な舗装構成を調査します。次年度以降順次舗装打替えを行っていきます。

令和5年度 建設課事業予定箇所 【維持・補修関係】



No.	路線名	No.	路線名
1	引水前田線 後迫前田線舗装工事	11	平川河川浚渫工事
2		12	大谷川河川浚渫工事
3	つつじ台区道路舗装工事		
4	高尾野区道路舗装工事		
5	引水東区道路舗装工事		
6	日吉ヶ丘団地町道舗装工事		
7	上中縦貫線舗装工事		
8	片平線側溝整備工事		
9	瀬田中学校線舗装工事		
10	あけぼの団地3号線側溝整備工事		

令和5年度 建設課事業予定箇所一覧 【維持・補修関係】

NO	路線名等	行政区等	事業概要
1	引水前田線 後迫前田線舗装工事	上鶴南	舗装修繕 L=70m
2		中央	舗装修繕 L=160m
3	つつじ台区道路舗装工事	つつじ台	舗装修繕 L=100m
4	高尾野区道路舗装工事	高尾野	舗装修繕 L=30m
5	引水東区道路舗装工事	引水東	舗装修繕 L=120m
6	日吉ヶ丘団地町道舗装工事	日吉ヶ丘	舗装修繕 L=130m
7	上中縦貫線舗装工事	上中	舗装修繕 L=120m
8	片平線側溝整備工事	駅通	舗装修繕 L=80m
9	瀬田中学校線舗装工事	大林	舗装修繕 L=130m
10	あけぼの団地3号線側溝整備工事	あけぼの	側溝改修 L=15m
11	平川河川浚渫工事	下猿渡 馬場	土砂浚渫 L=400m
12	大谷川河川浚渫工事	字高良	土砂浚渫 L=900m

※事業箇所は予定のため、用地関係などの諸事情により事業中止になる場合や、位置や延長・幅員などについて変更になる場合があります。

【用語の解説】
L=延長 A=面積

5. “つながり”と“安心”の持てるまち

— 町民活動・町政運営 —

変化し続ける社会情勢に対応し町政運営を持続していくため、地域活動の支援や人権啓発、または行政情報発信等により、町民と行政との連携を高め、協働のまちづくりを進めます。

1 まちづくり参画と行政との連携

◆ 「おおづまち議会だより」の発行（年4回）【議会事務局】 325万円

毎定例会の審議や一般質問の内容、傍聴者からの声などを掲載し、町議会の情報を分かりやすくお届けします。

◆ 議会会議録の作成・ホームページ公開【議会事務局】 257万円

作成した議会会議録のほか、議会の日程・結果、各種団体との意見交換会の内容などを公開しています。

◆ 議会の映像配信【議会事務局】 99万円

インターネットでの議会の映像配信により、町民にとってより身近な議会を目指します。

◆ 「広報おおづ」の発行（月1回発行）【総合政策課】 820万円

毎月1日に、町の行政情報を掲載した「広報おおづ」を発行し町内世帯に配布します。



◆ 多様な媒体・手法による情報発信【総合政策課】 1,953万円

ホームページやメール機能、またLINEなどのSNSを活用し、生活に役立つ行政情報や観光情報、安心して暮らすための防災・防犯情報などを迅速、正確にお知らせします。

■大津町ホームページ

インターネット上で「大津町公式ホームページ」と検索するか、右のQRコードを読み込んで接続してください。アプリも配信しています。



■からいもくん便り（大津町総合情報メール）

登録方法：ozutown@gw.ansin-anzen.jp に空メールを送信してください（スマートフォンの場合は件名に任意の1文字「あ」などを入力して送信）。



■大津町公式LINE

登録方法：LINEの「ホーム」から友達追加マークを押し、「QRコード」を選んで右のQRコードを読み込んでください。「大津町」のアカウントが表示されたら、「追加」を押します。



◆ コミュニティ活動災害補償保険【総務課】 290万円

町民が安心してコミュニティ活動を行うことを目的に、5名以上の共通の目的を持った町民により自主的に組織された団体又は個人を対象とした保険です。

対象活動の範囲は、町民団体等が行う継続的、計画的または公益性のある直接的活動（ただし、政治、宗教、営利を目的とするものを除く。）などです。

地域で実施する清掃活動や自主防災組織の見守り活動、地域で実施するグラウンドゴルフなども対象です。

【活動例】

- ①社会福祉・社会奉仕活動 ②地域社会活動
- ③青少年育成活動 ④社会教育活動（スポーツ団体の練習中の活動を含む）
- ⑤町主催事業への参加、手伝い ⑥その他これらに類する事業又は活動

【補償内容】

町内に拠点を置く町民団体または町民個人が実施するコミュニティ活動中に偶然の事故により次の事由に該当した場合、保険会社から保険金が支払われます。

- ①当該活動に参加している個人（指導者を含む）が死亡、または障がいを受けた場合
- ②参加者または参加者以外の第三者の身体あるいは財物に損害を与え、団体の主催者、責任者、指導者などが法律上の賠償責任を負うことになった場合



◆ 例規システム導入事業【総務課】 437万円

町ホームページでも公開している例規集システムのリニューアルを行います。5年総額で2,184万円を予定しています。

◆ 地域づくり活動支援事業【総合政策課】 400万円

地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、地域づくり活動支援事業補助金を交付する事業です。令和2年度及び令和3年度に実施した新型コロナウイルス等の感染症拡大抑制に資する物品の購入等については、令和4年度以降、活動ごとの申請・補助率で対応します。

活動の区分	補助率	補助限度額
①生活環境の整備、美観の維持に関する活動	3分の2以内	30万円
②安全・安心な地域づくりに関する活動	2分の1以内	
③健康、福祉の充実に関する活動		
④文化活動、スポーツ振興に関する活動		
⑤地域の祭り、伝統文化の保存・継承に関する活動		
⑥地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動		
⑦その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動		

◆ 元気大津づくり活動事業「水水」【総合政策課】 79万円

町民が個人や団体で実施するボランティア活動や健康増進活動に対し、ポイント「水水（みずみず）」を付与し支援する事業です。付与されたポイントは、個人の場合はゴミ袋の交換や町総合体育館トレーニングジムの利用券に交換することが可能で、団体の場合はポイントに応じた助成金が交付されます。



◆ まちづくり担い手育成事業【総合政策課】 150万円

まちづくりの担い手となる人材を育成する経費に対し、補助金を交付することにより、「夢と希望がかなう元気大津」の実現を目指す地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、地域づくり活動支援事業補助金を交付する事業です。

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象者
(1) まちづくり人材育成先進地研修事業	交通費、宿泊費、車両借上げ料、燃料費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	- 補助率 対象経費の10/10 - 補助限度額 1人5万円かつ1団体30万円を限度額とする	(1)地域活動団体又はその集合体（子ども会、老人会等を含む）
(2) まちづくり人材育成研修講師招へい事業	講師謝礼金、交通費、講師の宿泊費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	- 補助率 対象経費の10/10 - 補助限度額 講師謝礼金は10万円を限度額、その他は実費とし、補助限度額は20万円とする	(2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体
(3) まちづくり団体活動費補助事業	事業の実施に必要な経費ただし、人件費や施設の運営費等は対象外とする	- 補助率 対象経費の5/10 - 補助限度額 30万円（事業費は60万円）	(2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体

2 健全な行財政の運営

◆ 役場の電算システムなどの運用経費【総合政策課・住民課】 1億6,061万円

役場の基幹業務や、住民票交付などの住民サービスを提供するための総合行政システム、住民基本台帳ネットワークシステム・戸籍総合システムの運用経費です。

◆ コンビニ交付事業【住民課】 491万円

マイナンバーカードを活用し、コンビニエンスストア等で証明書（住民票、印鑑証明書、住民票記載事項証明書、課税台帳記載事項証明書、所得証明書）が取得できるコンビニ交付を実施しています。

◆ デジタル化を進めるための経費【総合政策課】 542万円

役場に来庁しなくてもパソコンやスマホから一部の行政手続きができるよう、オンライン申請ツールや職員のテレワークシステム、ビジネスチャットなどのツールを導入しています。デジタル化を進めることで、業務効率化や住民サービスの向上につなげ、町のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進しています。

3 人権を尊重する地域社会の形成

◆ 人権対策・人権教育啓発事業【人権推進課】 2,968万円

人権尊重の社会を確立するため、関係機関と連携を図りながら、人権学習会や人権のまちづくり懇談会等の事業を実施し、人権啓発活動を行います。

◆ 人権啓発福祉センター等の運営事業【人権推進課】 3,636万円

（隣保館）人権問題の解決のため、町内の人権啓発や住民交流の拠点として、隣保館講座や生活上の相談事業等を実施します。また、地域福祉の場として開かれたコミュニティセンターを目指します。

（児童館）子どもたちに健全な遊びを提供し、人権教育の視点から、その心身の健康を増進し情緒を豊かにすることを目指し、各種イベントを実施します。



◆ 人権啓発福祉センター建物改修事業【人権推進課】 2,640万円

老朽化した建物内部のエアコン等の改修工事を行います。工事期間中は、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。



◆ 児童館建物改修事業【人権推進課】 487万円 新規

児童館長寿命化改修のための、設計業務委託を行います。



◆ 男女共同参画推進事業【人権推進課】 173万円

性別などにかかわらず、すべての人が互いにその人権を尊重し、あらゆる分野で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、女性の働き方支援セミナー等の事業を実施します。町民および事業者等の理解を深め、協力連携をすることで、地域に根ざした啓発推進を行います。



●高齢者福祉

Q1：認知症高齢者のための支援サービスは、どんなものがある？

A： 町では、認知症に対する正しい知識や情報普及のために「認知症サポーター養成講座」を開催している他、毎月、もの忘れ相談において専門相談員による相談事業を実施しています。認知症などで外出したまま帰宅できなくなった場合、大津警察署と事前に情報共有し、早期発見・保護を目的とした「あんしん声かけネットワーク」があります。事前登録書に本人の特徴や写真などの情報を登録します。

また、高齢者見守り支援の一つとして、町内でサービス提供や活動を実施している地域貢献に取り組む企業や団体（協力団体）と高齢者等見守りネットワークを実施しています。現在、26の協力団体と日常の業務や活動の中で見守り活動を行っています。



Q2：高齢者の健康づくり支援のための取り組みは？

A： 高齢者の介護予防・健康増進・認知症予防を目的として、運動教室や各地域、団体で取り組むことのできる「通いの場」、3B体操、太極拳などの講座を行っています。その他実施している事業や教室については、町地域包括支援センターへお尋ねください。

Q3：高齢者の入所施設にはどのような施設がある？

A： 施設には、利用者の状況等により以下のものがあります。詳しくは、町地域包括支援センターへお尋ねください。

・養護老人ホーム	・介護医療院
・軽費老人ホーム（ケアハウス）	・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・有料老人ホーム（住宅型・介護付き）
・介護老人保健施設（老健）	・サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）
・介護療養型医療施設	

Q4：高齢者サービスについて、まとめた冊子はある？

A： 高齢者が利用できるサービスをまとめた「高齢者サービス情報ガイドブック」を作成し、希望される人へ窓口や訪問時にお渡ししています。どうぞご活用ください。

Q5：最近、親に認知症の症状が見られますが、どこに相談したらいい？

A： 認知症の高齢者及びそのご家族からのご相談を、専門の認知症相談員と町地域包括支援センターの職員がお受けしています。また毎月1回、熊本県認知症疾患医療センターの相談員が「もの忘れ相談」を無料で行っております。面談による相談で事前予約制です。相談者のプライバシーや秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

Q6：ひとり暮らしで心配なときに利用できるサービスはある？

A： 持病などのある一人暮らしの高齢者等が急病や緊急時に緊急通報センターにつながる「緊急通報装置」の貸与を行っています。介護保険サービスの中にも一人暮らしの高齢者を支えるサービスがあります。要介護認定をお持ちの人は担当のケアマネジャーまでご相談ください。

Q7：家庭で介護の負担を軽減してほしい。

A： 紙おむつの支給などを通じて、家族介護世帯の負担軽減を図っています。また、町社会福祉協議会等でも「家族介護者の集い」を行い、介護家族の交流、情報交換を行っています。家族介護者の集いについての詳細は下記までお尋ねください。

大津町社会福祉協議会 ☎096(293)2027

Q8：親が高齢で一人暮らしをしています。在宅サービスについて教えて。

A： 介護認定を受けていなくても利用できる、高齢の人が自宅で生活することを支援するために様々なサービスを行っています。詳しくは町地域包括支援センターへお尋ねください。

- ・はつらつ元気づくり事業（デイサービス）
- ・高齢者ホームサポート事業
- ・まごころ生活支援事業（ワンコインサービス）
- ・食の自立支援事業（給食サービス）
- ・ほっとライン体制整備事業（緊急通報装置貸与）
- ・外出支援サービス など

Q9：身体が不自由で外出が困難です。送迎サービスについて教えて。

A： バスや公共タクシーなど公共交通機関を一人で利用することが困難な高齢者（要介護者、障がい者手帳取得者等）ための移送サービスがあります。対象者要件がありますので、詳しくは町地域包括支援センターへご相談ください。

Q10：70歳ですが、今までの知識や経験を活かして働きたい。

A： 高齢者の生きがいを創造する活動の一つとして、長年蓄えた知識や優れた技術・能力を地域社会に役立てていただくため、地域に密着した臨時的・短期的な仕事を提供する大津町シルバー人材センターがあります。公益社団法人であり、営利を目的としていません。仕事の内容については、大津町シルバー人材センターにお尋ねください。

Q11：介護保険のサービスを受けるにはどうすればいい？

A： 町（保険者）に介護保険要介護・要支援認定の申請をして、介護が必要であると認定されることが必要です。

介護認定後、実際にサービスを受けるためには、ケアプラン（介護サービス計画）を作成しサービスを利用する事業者と契約を結ぶ必要があります。施設サービスを利用するときは、入所を希望する施設に直接申し込みます。入所が決定すると、施設で作成するケアプランに基づいてサービスを利用します。手続きに関しては、介護保険課または町地域包括支援センターへお尋ねください。

Q12：ケアマネジャーは何をする人ですか？

A： ケアマネジャー（介護支援専門員）は介護サービスを利用する人の相談に応じたり、自宅や施設で適切にサービスを受けたりできるように、サービス事業者などとの連絡調整やケアプランの作成を行います。

介護認定後、ご自身のケアマネジャーを選び契約を交わす必要があります。手続きなどの詳しい内容は、介護保険課または町地域包括支援センターへお尋ねください。

Q13：介護保険のサービスを利用した場合の自己負担は？

A： 介護保険サービスを利用する場合は、要介護度毎に介護保険サービスが受けられる限度が決められています。限度を超えてサービスを利用することもできますが、超えた分は全額自己負担になります。詳しくは、介護保険課へお尋ねください。

●障がい者福祉

Q1：障がい者向けのサービスをまとめた冊子はある？

A： 障がい福祉に係るサービスや各種制度を掲載した障がい福祉ガイドブックを令和4年度に作成しました。町のホームページにも掲載していますのでぜひご活用ください。

Q2：障がい者の相談はどうすればいい？

A： 福祉課内「ふくしの相談窓口」に「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、相談支援専門員が、障がいに関するいろいろな相談を受けてアドバイスを行っています。生活のことやサービスのことなど、どんなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

Q3：障がい者の就労支援はありますか？

A： 障害福祉サービスの中で就労継続支援というサービスを実施しています。通常の事業所等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行っています。ご相談は、障がい者基幹相談支援センター（ふくしの相談窓口内）、大津町の各相談支援事業所、熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」をご利用ください。

Q4：障がい者手帳を取得するにはどうすればいい？

- A：手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があります。
- ・身体障害者手帳は、身体に永続する障がいがあり、障がい認定基準に該当する人に熊本県知事から交付されます。指定された医師から診断書を記入してもらい福祉課に申請してください。
 - ・療育手帳は、知的障がいがおおむね18歳までに現れ日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、熊本県知事から交付されます。福祉課に申請してください。
 - ・精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に対して、熊本県知事から交付されます。指定された医師から診断書を記入してもらい福祉課に申請してください。

Q5：家族に障がい者がいるが緊急時に一時預かりできますか？

- A：障がい者（児）の宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供する「日中一時支援事業」や、家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できる「短期入所（ショートステイ）」の利用ができます。利用には該当要件がありますので、福祉課にご相談ください。

Q6：障がい者の住宅改造に対する支援はあるの？

- A：自宅で生活する重度の障がいのある人が、住宅を住みやすいように改造するために費用の一部を助成する事業があります。改造後の申請はできませんので、福祉課まで必ず事前にお問い合わせください。

Q7：子どもの発達に心配があるので相談したい。

- A：発達が気になる子どもや支援を必要とする子どもに対する相談は、障がい者基幹相談支援センター（ふくしの相談窓口内）や、福祉課、大津町の各相談支援事業所、菊池圏域（菊池市・合志市・大津町・菊陽町）の人が利用できる菊池圏域地域療育センターゆうず、熊本県北部地域の人が利用できる熊本県北部発達障がい者支援センターわっふるにお気軽にご相談ください。

●地域・生活福祉

Q1：会社を解雇され困っている。どこに相談すればいい？

- A：社会福祉協議会内に相談窓口があります。生活費や今後の生活に関する相談ができ、必要な支援への繋ぎを行います。

Q2：災害時の一人暮らしの高齢者や障がい者の支援は？

- A：災害時避難行動要支援者名簿を町で作成しており、名簿を区長、民生委員へ提供し、日ごろの見守りや災害時の配慮に役立ててもらっています。名簿登録には本人の同意が必要ですので、福祉課へ相談していただき同意をお願いします。しかしながら、災害時の支援は、区長、民生委員のみでは避難行動支援が難しいことも予想されますので、日ごろから災害時の支援者を事前に決めたり、近隣地域住民に協力をお願いしたりするなど、避難時の準備をお願いします。

Q3：民生委員とはどういう人で、どんな相談を受けてくれるの？

A： 民生委員は、地域で生活するみなさんの見守りを行っている人です。高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの情報把握に努められています。特に、1人暮らし高齢者など、日ごろからの見守り活動をされています。生活で困っていることなどがありましたら相談していただくことができますし、解決に向けた支援のために、役場へ情報提供して繋いでもらえます。民生委員は、「福祉の気持ち」でボランティア活動されている人です。民生委員も全ての生活上の困りに対応できるものではありませんが、地域を良くするために懸命に活動されていますので、地域のみなさまのご協力をお願いします。

Q4：生活保護はどんな場合に受けられるの？

A： 生活保護は、収入が減少し、生きていくための最低限の生活が困難となる場合に、国が生活をサポートする制度です。世帯人数や世帯の状況により、生活費の基準があり、現在の収入が生活費の基準を下回る場合などが生活保護を受けられます。生活にお困りの場合は、役場「ふくしの相談窓口」、福祉課、社会福祉協議会へご相談ください。

Q5：ボランティアをお願いしたい場合はどうすればいい？

A： ボランティアの受付は社会福祉協議会で行っています。お願いしたい内容など社会福祉協議会へご相談ください。

●健康・保健

Q1：健康診断を受けたいがどうすればいい？

A： 町では、年2回の集団健診（子宮頸がん検診のみ個別検診あり）の実施と、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者の人間ドック料金の助成を実施しています。各健診（検診）により対象者が異なるため、詳しくは、対象者へお届けする個人通知や、広報おおづをご覧ください。

Q2：鍼灸券の助成制度について教えて。

A： 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人で、指定された施術所において、1回1,000円分を町が負担します。事前に健康保険課の窓口で印かんと健康保険証を持参してください。ただし、国保税の滞納がある場合は、利用できません。

※1人年間30枚まで

Q3：健康に関する講座を受けたい。

A： 町の保健師や管理栄養士による「出前講座」を実施しています。内容は、生活習慣病の予防や、健康づくり全般です。ご希望の際は、生涯学習課へお申し込みください。

Q4：日曜日や夜間などに開いている病院はどこ？

A： 休日当番医や夜間診療機関については、広報おおづや町ホームページで確認できます。また、菊池郡市医師会及び熊本県医師会ホームページにおいても確認できます。

●母子保健

Q1：妊婦健診の助成は？

A： 妊婦健診の健診料を、補助の上限内で助成します。母子手帳交付時に、14回分の受診票を発行します。妊娠中に転入された人には、受診されていない分の受診票を発行します。

Q2：産後ケア事業の利用方法は？

A： 対象者は、下記の全てに該当し、町がこの事業による支援が必要と認めた人です。事前に町へ申請し、利用決定を受ける必要がありますので、まずはご相談ください。

（感染性疾患にかかっている人、医師による医療が必要と診断されている場合などは利用できません。）

- ・大津町に住所を有する産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
- ・心や身体の不調があり、また、家族等から、家事や育児の支援が受けられず、専門職のケアや指導が必要な人

Q3：乳幼児の予防接種を教えてください。

A： 乳幼児の定期予防接種は、町が指定する医療機関にて個別で実施しています。接種には事前の予約が必要となります。定期予防接種ワクチンにはB型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合、日本脳炎、二種混合、日本脳炎Ⅱ期、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症、ロタウイルスなどがあります。

予防接種を受けるには、母子健康手帳と予診票が必要です。予診票は町子育て・健診センターにて交付しておりますが、予診票の交付には母子健康手帳が必要です。接種履歴が確認できない場合は予診票の交付はできません。詳しくは町子育て・健診センターにお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。

Q4：母子健康手帳の手続きは？

A： 町子育て・健診センター1階（健康保険課母子保健係）で交付します。大津町妊娠届出書、マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書を持参ください。妊娠届出書はホームページからダウンロードが出来ます。

●子育て支援

Q1：子育てに関するイベントを教えてください。

A： 子育てイベントカレンダーでお知らせします。詳しくは町ホームページをご確認ください。

(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/list11050.html>)

Q2：保育所や認定こども園へ入所するには？

A： 子育て支援課で入所申込手続きが必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。

(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0031816/index.html>)

Q3：延長保育や一時保育は可能なの？

A： 各保育園で延長保育を行っています。一時保育や休日保育を行っている保育園もあります。詳しくは町ホームページをご確認ください。

(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0031813/index.html>)

Q4：育児や子育ての相談をしたい。

A： 町子育て・健診センターでは毎月育児相談を行っています。お子さんが健やかに育ち、また、保護者が安心して育児ができるよう、お子さんの発育や発達、予防接種について、保護者の悩み等、さまざまな相談をお受けします。困ったことや、心配なことがありましたら、気軽にご相談ください。日程等をご案内いたしますので、事前に電話予約をお願いいたします。詳しくは町子育て・健診センターにお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。

また、子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点があります。子ども家庭支援員（保健師、保育士など）が子育てに関する様々な相談に応じます。対象は、妊産婦や0歳～18歳までの子どものいる家庭（保護者）です。各機関と連携をし、必要な情報の提供や寄り添い支援を継続的に行います。不安や悩みごとがありましたらお気軽にご相談ください。詳しくはホームページをご覧ください。

(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji00313150/index.html>)

Q5：出産直後の家事や育児に不安があります。

A： 訪問ヘルパー事業「ママヘルプ」があります。事前に登録が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。

(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0034843/index.html>)

Q6：病気の子どもの預かってくれる施設はある？

A： 病児・病後児保育が利用できます。事前に登録が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。

(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0034839/index.html>)

Q7：近所の子どもが虐待をうけているかも。相談は？

A： 児童相談所全国共通ダイヤル（電話番号：189（いちはやく））で、24時間365日、近くの児童相談所につながります。

Q8：ひとり親家庭や児童扶養手当で相談したい場合は？

A： ひとり親、児童扶養手当については福祉課にご相談下さい。また、各世帯に配布されている「大津町 暮らしの便利帳」の75ページにもひとり親家庭への支援についての記載があります。

Q9：学童クラブを利用したいけど？

A： 放課後児童の健全育成のため、学童保育を行っています。申し込みは各学童保育施設になります。詳しくは町ホームページをご確認ください。
(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0034842/index.html>)

Q10：子どもの医療費助成は？

A： 町では、満18歳（高校3年生相当年齢）まで医療費の助成を行っています。県内医療機関で外来受診された場合、健康保険が適用される医療費の自己負担分（2割～3割）については、「こども医療費受給者証」の提示により、自己負担が発生しません。

また、入院された場合や県外医療機関・整骨院等を受診された場合は、いったんお支払いただき1年以内に手続きをすることにより払い戻しをします。

●小中学校

Q1：外国の文化や英語学習はどのように行なわれている？

A： 小学校では5・6年生は英語、3・4年生は外国語活動の時間で、中学校では英語の時間を通して、コミュニケーション能力の基礎を養っています。また、小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、外国の言語や文化に親しみをもてるようにしています。

Q2：不登校の子どもに対する支援は？

A： 教育支援センターでは、不登校の子どもたちや保護者などを対象とし、相談や支援を行っています。

Q3：小中学校の所在地と校区割りを知りたい。

A： 小中学校については、各学校のホームページがありますのでそちらをご覧ください。大津町ホームページにリンクがあります。校区割りについては、行政区で校区を設定していますが、一部の行政区は校区が分割されていますので、詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

Q4：小規模特認校に行きたいけど手続きは？

A： 大津町では、大規模校区（大津小、美咲野小、室小）に住んでいる就学予定の児童（来年度新小学1年生）が希望すれば、小規模特認校である大津東小学校に通うことができます。例年10月ごろまでに募集を行いますので、広報おおづや町ホームページをご確認ください。

Q5：小中学生や高校生を海外に派遣する事業はある？

A： 教育交流事業として、2年に1回、小学5・6年生を台湾高雄市に派遣しています。ここ数年は、世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延していることから、派遣は見合わせておりましたが、今後再開に向けた取り組みを進めていく予定です。

●住民票や証明書など

Q1：夜間や休日に住民票や証明書を取れますか？

A： 毎週水曜日は、午後7時まで住民課窓口を延長し、証明書発行業務を行っています。

Q2：コンビニで住民票や証明書を取れますか？

A： 利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニエンスストア等で住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、課税台帳記載事項証明書が取得できます。利用時間は一部店舗を除き、午前6時30分から午後11時までです。（12月29日から1月3日及びメンテナンス作業日は利用できません。）マイナンバーカード受け取り時に設定した数字4桁の暗証番号の入力が必要です。コンビニ交付の詳細については町ホームページをご覧ください。

Q3：郵送で住民票などを取れますか？

A： 郵便で証明書を取得できます。必要なものは、申請書、本人確認書類、定額小為替、返信用封筒（切手を貼り、送付先を記入したもの）です。戸籍の請求については、続柄が確認できる戸籍等が必要な場合もあります。申請書については町ホームページの申請書ダウンロードコーナーにあります。

Q4：印鑑登録証や印鑑を紛失した場合、どうしたらいい？

A： 印鑑登録証の再登録が必要です。本人が来庁され、公的機関が発行した顔写真付の身分証明書を持参された場合は即日登録できます。その他、代理人による登録などについては詳しくご説明いたしますので住民課へお尋ねください。

Q5：住んでいるところの役所で、戸籍謄本は取れますか？

A： 現時点では、戸籍謄本は本籍地をおかれている市町村でのみ取得できます。市町村によってはマイナンバーカードを利用したコンビニ交付で取得できる場合もありますので、本籍地の市町村にご確認ください。

●税金

Q1：税金の支払い方法を知りたい。

A： 町税の支払い方法は、大きく分けて口座振替と納付書払いの2つがあります。口座振替は、事前に振替口座を登録することで、納期限日に登録口座からの引き落としが可能です。納付書払いは、納付書の裏面に記載された金融機関・郵便局での支払いの他に、バーコードが記載された納付書であれば、コンビニエンスストアでの支払いや、スマホアプリ・クレジットカードを利用した支払いも可能です。（ただし、納期限内の支払いに限ります。）

Q2：住民税の申告が必要なのはどのような人ですか？

A： 1月1日に大津町に住所がある人は原則として申告が必要です。ただし、確定申告をした人、前年中の所得が給与または公的年金のみの人は基本的に申告の必要はありません。（医療費控除や雑損控除などを受けようとする場合は申告が必要です。）申告が必要かどうかわからない場合は税務課にお尋ねください。

Q3：年金収入しかないのですが住民税の申告は必要ですか？

A： 公的年金のみの人は申告する必要はありません。ただし個人年金の収入がある場合や医療費控除や雑損控除などを受ける場合は申告が必要です。

また、障害年金や遺族年金などの非課税年金は、原則申告不要ですが、その他に収入がなく、どなたの扶養にも入っていない人は課税収入0の住民税申告が必要です。

Q4：退職して現在無収入ですがなぜ住民税がかかるのですか？

A： 住民税は前年中の所得に対してかかります。前年中にお仕事をして所得があった場合は、今年度に住民税がかかることになります。

Q5：5月に廃車した軽自動車の納税通知書が届いたが、払わなければならないのですか？

A： 軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。5月に廃車された場合も今年度の税金についてはお支払いをお願いします。また、県外で廃車（名義変更等）をされた場合は、廃車手続きの他、税止めの申告も必要になりますので、忘れずに申告をお願いします。

Q6：軽自動車税をスマホアプリから支払ったため、納税証明書を持っていないので、車検用納税証明書を発行できますか？

A： 車検用納税証明書が必要な場合は、住民課窓口で発行できます。今年から軽
ジェンクス
JNKS（軽自動車納付確認システム）が導入されたため、四輪については継続検査窓口での納税証明書の提示は不要となります。ただし、未納がある人や、納付直後に車検をする人についてはこの限りではありませんので、必要な場合は税務課にお尋ねください。

Q7：住宅を新築して4年目になりますが、税金が急に上がったのはなぜですか？

A： 住宅の場合、新築されますと新築軽減が3年間受けられます。新築軽減は、住宅の120㎡までが1/2に減額されるため、4年目は通常の税額に戻ります。（長期優良住宅の場合、新築軽減は5年間です。）

●国民健康保険

Q1：会社を退職し国民健康保険に入るにはどうすればいい？

A： 健康保険の資格喪失証明書または離職票など、退職日が記載された書類を持参してください。

Q2：医療費が高額になった場合の手続きは？

A： 事前に、健康保険証を持参していただき窓口で申請すると、「限度額認定証」を交付しますので、医療機関の窓口で提示することで限度額までの支払いとなります。限度額認定証の提示をされなかった場合は、いったん支払ったあと、健康保険課で手続きをされると、後日返金いたします。

Q3：70歳になりますが、病院の負担割合が変わりますか？

A： 誕生日の翌月から2割または3割負担となります。誕生月に、高齢受給者証の交付式を実施しますので、郵送にて対象者の人にご案内します。

●後期高齢者医療保険

Q1：入院時の食事代が安くなる認定証があるのですか？

A： 世帯の住民税が非課税の場合、申請することで食事代が減額となる認定証を交付します。

Q2：被保険者証の負担割合はどのように決めるのですか？

A： 住民税の課税所得が145万円を超えている場合は3割負担、住民税の課税所得が28万円を超えている場合、2割負担、課税所得が28万円未満の場合、1割負担となります。それぞれの負担割合については、個人の収入の要件で異なりますので、詳しくはお尋ねください。

●ごみ・環境・ペット

Q1：粗大ごみの収集方法を教えてください。

A： 町指定のごみ袋に入らないものが「粗大ごみ」となります。収集を依頼する場合は、事前に(有)日野環境（096-239-2156）へ予約し、粗大ごみ指定ステッカー購入・貼り付け後、指定の日に収集を行います。詳しくは「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

Q2：町で収集できないごみはありますか？

A： 事業所（商店・事務所等）から出るごみ、廃タイヤ、廃油缶等は町で収集できません。詳しくはごみ収集カレンダーでご確認ください。

Q3：家庭用電動式生ごみ処理機の購入費補助はありますか？

A： 家庭用電動式生ごみ処理機を購入された場合は、購入費の2/3（上限4万円）を補助する制度があります。補助金には要件がありますので、詳しくは環境保全課へお尋ねください。

Q4：家から出るごみを庭で燃やしていいですか？

A： 決められた施設以外での廃棄物の焼却は法律で禁止されています。家から出るごみは、分別し町指定の袋に入れて、指定の日にごみステーション等に出してください。

Q5：野犬が徘徊して怖いので捕獲してほしい。

A： 野犬は、狂犬病予防法に基づき町や保健所で捕獲を行いますので、環境保全課へご連絡ください。

●相談

Q1：法律に関する相談を無料で出来ますか？

A： 毎月第2、第4木曜日の午前10時から正午まで法律相談を実施しています。1人20分となっており、住民課への予約が必要です。

Q2：いじめや差別などの相談窓口はありますか？

A： 人権推進課人権推進係で受け付けています。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

Q3：自殺対策を行っていますか？

A： 大津町では毎週月曜日午前9時から午後3時（年末年始や祝日は除く）、自殺対策相談員がこころの健康相談を実施しています。現在は感染症対策のため、極力電話で相談いただくようお願いしております。個人情報や個人の秘密は固く守られますので、身近な相談窓口としてお気軽にご相談ください。詳しくは町子育て・健診センターにおたずねいただくか、ホームページをご覧ください。

Q4：DV（配偶者等からの暴力）について相談できる場所は？

A： 人権推進課男女共同参画推進係で相談を受け付けています。配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいたら、ひとりで悩まずご相談ください。DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。相談は無料です。秘密は守られます。

Q5：境界のトラブルを相談したいのですが。

A： 法律相談を希望される場合は住民課へご予約ください。

Q6：身に覚えのない請求メールが来た。どうすればいい？

A： 身に覚えのないメールやはがき、SNSを通しての請求通知は基本的には支払う必要はございません。大津町では広域連携として菊陽町、西原村と協定を結んでおり、平日いずれかの町村で消費生活相談を受け付けております。ご心配な場合はご利用ください。

Q7：悪質商法、契約トラブル、振り込め詐欺といった消費生活の相談をしたいのですが。

A： 毎週火曜日と金曜日の午前10時から午後4時（年末年始や祝日は除く）に役場又は電話にて消費生活相談を無料で受け付けています。大津町その他、菊陽町役場（月曜日・木曜日）、西原村役場（水曜日）でも相談できます。専門の相談員が対応します。相談をご希望の場合は総務課へご連絡ください。

役場総務課 ☎096（293）3111

菊陽町（総合政策課） ☎096（232）2112

西原村（企画商工課） ☎096（279）3112

●住宅

Q1：町営住宅に入居するにはどうすればいいですか？

A： 町営住宅は住宅に困っておられ、大津町に住んでいるか、勤務地が大津町の人で、比較的所得の低い世帯であり、原則同居される人がいることなどを入居基準として、年4回程度広報紙により公募しています。受付期間前に都市計画課住宅係までご相談ください。

Q2：建築物の耐震診断や耐震改修費用の補助はありますか？

A： 戸建て木造住宅の耐震診断については、「大津町戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業」という補助があります。

戸建て木造住宅の耐震改修等については、「大津町戸建て木造住宅耐震改修等事業」という補助があります。

（対象家屋）

新耐震基準を満たさない（昭和56年5月以前に着工した）家屋及び熊本地震で被災した家屋で現に居住中であるもの等

※補助事業により要件が異なるので、詳しくは都市計画課建築係へお尋ねください。

Q3：高齢者や障がい者等が住む場所（アパート等）を支援する制度はありますか？

A： ふくしの相談窓口で相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 役場福祉課 ☎096(293)3510

●交通

Q1：乗合タクシーを利用したいけど手続きは？

A： 利用者登録などの手続きは必要ありません。地区ごとの予約専用電話番号にお電話のうえ予約してください。（詳細は43ページを参照ください）

Q2：カーブミラーを設置してほしいけど手続きは？

A： 新設のカーブミラー設置については、区からの申請を受け付けておりますので、まずお住まいの地区の区長さんにご相談をお願いします。町では区からの要望を受け、現地調査をし、町と大津地区交通安全協会と警察とで協議し、設置箇所を決定しています。

Q3：車が飛ばすので速度規制をかけてほしいのですが。

A： 規制に関わる一時停止、速度規制、横断歩道などは熊本県公安委員会で設置、変更等を行っており町では設置できません。町では要望がありましたら警察と協議をしますので、防災交通課までご相談をお願いします。

Q4：違反駐車される場所があるので取り締まってほしい。

A： 取り締まりは警察が行っておりますので、警察にご相談をお願いします。

●商工

Q1：事業者に対する支援制度はありますか？

A： 店舗改装等に伴う利子補給制度があります。

Q2：大津町にはどんな祭りがありますか？

A： 大津町には春の『大津つつじ祭』（開花時期に合わせて4月中旬以降に開催）、夏の『大津地蔵祭』（例年8月23日・24日に開催）、秋の『からいもフェスティバル』（11月の第2日曜日に開催）の3つの大きな祭りが 있습니다。

ー 役場への問い合わせ先一覧（電話番号） ー

■ 住民課 096(293)3112

- ・住民異動や戸籍関係の届出（転入、転出、転居、出生、死亡、婚姻など）について
- ・住民票や税証明、印鑑証明、戸籍等の各種証明書の発行について
- ・マイナンバーカードの申請について ・旅券（パスポート）の申請について
- ・国民年金の届出や手続きについて

■ 税務課 096(293)3117

- ・住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の課税や支払いについて

■ 環境保全課 096(293)3113

- ・ごみの収集や分別について ・犬の登録や狂犬病予防注射について
- ・エネルギーについて

■ 福祉課 096(293)3510

- ・障害福祉サービスについて ・児童扶養手当について

■ ふくしの相談窓口 096(293)3122

- ・生活や福祉に関する困りごとについて

■ 障がい者相談支援センター 096(292)0114

- ・障がいに関する困りごとについて

■ 介護保険課 096(293)3511

- ・介護保険制度や各種介護サービスについて

■ 地域包括支援センター 096(292)0770

- ・介護予防について ・高齢者の様々な相談ごとについて

■ 健康保険課 096(293)3114

- ・国民健康保険や後期高齢者医療の加入や資格喪失の手続きについて
- ・こども医療について

■ 健康保険課 健康推進係・母子保健係（子育て・健診センター） 096(294)1075

- ・予防接種や乳幼児健診・相談、住民健診・相談について

■ 新型コロナウイルス感染症対策室 096(285)7787

- ・新型コロナウイルス感染症予防 ・ワクチン接種について

■ 子育て支援課 096(293)5981

- ・幼稚園や保育園について ・子育てに関することについて ・児童手当について

■ 学校教育課 096(293)3349

- ・町立学校のことや校区について

■ 教育施設課 096(293)6806

- ・学校教育施設の営繕管理、建築・改修計画、ICT機器の整備について

- 人権推進課 096(293)0863
 - ・人権教育や人権啓発、男女共同参画推進について
- 人権推進課 人権啓発福祉センター 096(293)7920
 - ・人権啓発や住民交流について
- 農政課 096(293)3116
 - ・農業振興地域整備計画について ・営農計画について ・農業資金について
 - ・農業後継者育成について ・農業用機械や施設の導入について
 - ・認定農業者について ・畜産振興について ・家畜衛生や防疫について
 - ・ほ場整備事業について・農業用水路の整備について ・林業の振興や町有林について
- 農業委員会 096(293)6686
 - ・農地の売買や貸し借り、農地転用について
- 商業観光課 096(293)3115
 - ・商業や観光について ・労働行政や求人情報について
- 企業振興課 096(293)5775
 - ・工業の振興や企業誘致について
- 都市計画課 096(293)4011
 - ・都市計画や開発行為について ・町立公園管理について
- 都市計画課 住宅係 096(293)8802
 - ・町営住宅の修繕及び入退去について
- 建設課 096(293)2815
 - ・道路や河川の整備や管理について
- 下水道課 096(293)9511、096(293)5679
 - ・下水道事業や下水道使用料について ・浄化槽について
- 工業用水道課 096(293)3123
 - ・工業用水道事業について
- 総務課 096(293)3111
 - ・コミュニティ活動災害補償保険について ・消費生活相談について
- 総合政策課 096(293)3118
 - ・町の政策について ・振興総合計画について ・広報について
 - ・各種地域づくり補助金について ・国際交流について
- 財政課 096(293)3555
 - ・町の財政について ・入札、契約について
- 防災交通課 096(285)5006
 - ・消防団関係について ・防災や交通安全について ・防犯灯や街灯について

- 選挙管理委員会 096(293)3111
 - ・投票所の場所や期日前投票について
- 会計課 096(293)5355
 - ・町税等の支払いについて
- 議会事務局 096(293)8989
 - ・議会傍聴について ・請願、陳情について
- 生涯学習課 生涯学習係 096(293)2180
 - ・生涯学習や出前講座について ・生涯学習情報紙について ・二十歳式について
- 生涯学習課 公民館（大津町生涯学習センター） 096(293)2146
 - ・生涯学習施設や公民館の予約について ・公民館講座について
- 生涯学習課 生涯スポーツ係 096(293)2180
 - ・スポーツ団体について ・スポーツ教室講習会等について
- おおづ図書館 096(294)8011
 - ・図書の貸出しについて ・移動図書館について

— 各種相談 —

相談内容	相談日	場所	問い合わせ先
行政相談	毎月第3木曜日	大津町役場	住民課 096(293)3112
法律相談	毎月第2・第4木曜日 （要予約）		
年金相談	毎月第3金曜日 （要予約）		
消費生活相談	毎週月・木曜日	菊陽町役場	総合政策課 096(232)2112
	毎週火・金曜日	大津町役場	総務課 096(293)3111
	毎週水曜日	西原村役場	企画商工課 096(279)3112
心配ごと （児童）相談	毎月第1月曜日	人権啓発福祉センター	大津町社会福祉協議会 096(293)2027
	毎週火曜日	老人福祉センター	
身体障がい者 相談	毎月第1月曜日	老人福祉センター	
教育相談	随時	相談内容による	大津町教育支援センター 096(293)2231



令和 5 年度
ことしのまちのしごと

編集：大津町役場
総合政策課
地域づくり推進係